

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
目的 (準備期)	①実施体制	(目的)	新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。		(目的)	新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局や関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係部局間や関係機関間の連携を強化する。	
	1 ①実施体制	準備期	1-1	政府行動計画の見直し 国は、特措法の規定に基づき、あらかじめ推進会議の意見を聴いた上で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた政府行動計画を見直していく。	統括庁、その他 全省庁	-	-
	2 ①実施体制	準備期	1-2	実践的な訓練の実施 国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁、厚生労働省、その他 全省庁	1-2	実践的な訓練の実施 県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
	3 ①実施体制	準備期	1-3	国等の体制整備・強化 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	統括庁、その他 全省庁	-	-
	4 ①実施体制	準備期	1-3	② 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。	統括庁、その他 全省庁	-	-
	5 ①実施体制	準備期	1-3	③ 国は、準備期における取組の進捗状況等について、推進会議に報告し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCAサイクルにより取組を進めていく。	統括庁、関係省 庁	1-1	⑦ 県は、準備期における取組の進捗状況等について、必要に応じて、県感染症対策連携協議会等を活用して、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者と共有し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCAサイクルにより取組を進めていく。
	6 ①実施体制	準備期	1-3	④ 国及びJIHSは、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。	統括庁、厚生労働省	1-1	⑧ 県は、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、県感染症対策連携協議会等を活用して、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
7	①実施体制	準備期	1-3	⑤ 国として一体的・整合的ないわゆるワンボイス での情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-1	⑨ 県として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制について検討するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。
8	①実施体制	準備期	1-3	⑥ JIHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	厚生労働省、統括庁	1-1	⑩ 県は、平時から、国やJIHSと連携して、県民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。
9	①実施体制	準備期	1-3	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁、厚生労働省	1-1	⑪ 県は、国及びJIHSと情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。
10	①実施体制	準備期	1-3	⑧ JIHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。	統括庁、厚生労働省	-	-
11	①実施体制	準備期	1-3	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	統括庁、厚生労働省、その他全庁	1-1	⑫ 県は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。
12	①実施体制	準備期	1-4	地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化 ① 都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、それぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画又は指定（地方）公共機関における業務計画を作成・変更し、国は当該計画の作成・変更を支援する。都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	1-1	行動計画等の作成や体制整備・強化 ① 県、市町村及び指定地方公共機関は、それぞれ県行動計画、市町村行動計画又は指定地方公共機関における業務計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。県及び市町村は、それぞれ県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
13	①実施体制	準備期	1-4	② 都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更し、国は当該業務継続計画の作成・変更を支援する。都道府県の業務継続計画については、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。	統括庁、厚生労働省	1-1	② 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。県の業務継続計画については、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制とあわせて検討するとともに、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性に配慮する。
14	①実施体制	準備期	1-4	③ 都道府県は、特措法の定めのほか、都道府県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。	統括庁	1-1	③ 県は、特措法の定めのほか、県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
15	①実施体制	準備期	1-4	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	統括庁	1-1	④ 県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。また、県は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務への対応に特化した組織の設置を含め、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の方針について関係部局で協議の上、決定する。
16	①実施体制	準備期	1-4	⑤ 都道府県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に都道府県等は、国やJIHS、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。国及びJIHSは、これらの人材確保や育成の取組を支援する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-1	⑤ 県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に県等は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や保健研究センターの人材の確保や育成に努める。
17	①実施体制	準備期	1-4	⑥ 国は、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等について、都道府県等の取組を支援する。	厚生労働省、関係省庁	1-1	⑥ 県等は、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等に努める。
18	①実施体制	準備期	1-5	国及び地方公共団体等の連携の強化 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁、その他全省庁	1-3	国及び地方公共団体等の連携の強化 ① 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
19	①実施体制	準備期	1-5	② 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	1-3	② 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
20	①実施体制	準備期	1-5	③ 国は、都道府県が警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等と連携を進めるための必要な支援を行う。	警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省	1-3	③ 県は、警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等と連携を進める。
21	①実施体制	準備期	1-5	④ 都道府県は、感染症法に基づき、管内の保健所設置市等により構成される都道府県連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき都道府県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	厚生労働省	1-3	④ 県は、感染症法に基づき、管内の保健所設置市等により構成される県感染症対策連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
22 ①実施体制	準備期	1-5	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁、厚生労働省	1-3	⑤ 県は、第3節（対応期）3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。
23 ①実施体制	準備期	1-5	⑥ 都道府県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	厚生労働省	1-3	⑥ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。
24 ①実施体制	準備期	1-6	国際的な連携体制の整備・強化 ① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省	—	—
25 ①実施体制	準備期	1-6	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	健康・医療戦略推進事務局、外務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省	—	—
26 ①実施体制	準備期	1-6	③ 国及びJIHSは、医療従事者や専門人材、行政官等の人材育成のために、外国政府や国際機関等との間で、研修員受入れ、専門人材派遣、現地における研修等を行う。	外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省	—	—
27 ①実施体制	準備期	1-6	④ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生を想定した外国政府や国際機関等との共同訓練を実施する。	統括庁、外務省、厚生労働省、農林水産省	—	—
28 ①実施体制	準備期	1-6	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省	—	—
29 ①実施体制	準備期	1-6	⑥ JIHSは、大学等の関係機関と連携し、国際的な連携強化を含む調査研究を実施し、国はこれを支援する。	厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省	—	—
30 ①実施体制	準備期	1-6	⑦ JIHSは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、迅速に情報収集や検体の提供等が受けられるよう海外の研究機関等を含めた関係機関との連携体制を構築する。	厚生労働省	—	—
31 ①実施体制	準備期	1-6	⑧ 国は、野生動物や家きん等に由来する新型インフルエンザ等の発生を予防するため、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国際的な人獣共通感染症の予防・防疫に係る取組等を推進する。	外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省	—	—

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)			新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、国民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて閣僚会議や関係省庁対策会議を開催し、国及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。			新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、県の危機管理として事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、県及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。
32	初動期	2-1	新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 ① 国は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係省庁等間で情報共有を行うとともに、必要に応じて、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOに通報する。	統括庁、外務省、厚生労働省、その他全省庁	2-1	新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局等間で情報共有を行う。
33	初動期	2-1	② 国及びJIHSは、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	-	-
34	初動期	2-1	③ 内閣感染症危機管理監は、事態に応じ、関係省庁と緊急協議を行うとともに、事態に関する情報を内閣総理大臣に報告し、必要な指示を受ける。内閣危機管理監は、感染症に係る危機管理の対応が必要な事態が生じた場合には、臨時に命を受け、統括庁に協力する。	統括庁等内閣官房、厚生労働省	-	-
35	初動期	2-1	④ 国は、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じて、閣僚会議を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、政府の初動対処方針について協議し、決定する。	統括庁、その他全省庁	-	-
36	初動期	2-1	⑤ 国は、必要に応じて、関係省庁対策会議や閣僚会議にJIHSを出席させ、把握している科学的知見等の意見を述べさせる。	統括庁、厚生労働省	-	-
37	初動期	2-2	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法（昭和26年法律第201号）及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の類型のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めるときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。	統括庁、外務省、厚生労働省	2-2	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合で、国（厚生労働大臣）が、新型インフルエンザ等が発生したと認めるときは、県は、直ちに関係部局等間での情報共有を行う。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
38 ①実施体制	初動期	2-2	② ①の報告があったときは、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。 都道府県は、直ちに都道府県対策本部を設置する。あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	統括庁、厚生労働省	2-2	② 政府対策本部が設置されたときは、県は、直ちに県対策本部を設置する。 あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
39 ①実施体制	初動期	2-2	③ 国は、必要に応じて準備期にあらかじめ指定した各省庁の幹部職員を統括庁の兼務とすることや、その他の職員についても統括庁に参集させることにより、統括庁の体制強化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策における政府の一体性の確保を図る。	統括庁、関係省庁	-	-
40 ①実施体制	初動期	2-2	④ 国は、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。	厚生労働省、その他全省庁	2-2	③ 県は、県対策本部の設置にあわせて感染症対策の実務の中核を担う医療政策局等の体制を強化するため、同局内外の職員を兼務又は異動等により配置するなど、準備期に決定した方針に沿って新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。
41 ①実施体制	初動期	2-2	⑤ 国は、必要に応じて、政府対策本部にJIHSを出席させ、把握している科学的知見等の意見を述べさせる。	統括庁、厚生労働省	-	-
42 ①実施体制	初動期	2-2	⑥ 国は、JIHS等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。）、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	2-2	④ 県は、国の基本的対処方針に基づき、県対処方針を決定する。
43 ①実施体制	初動期	2-2	⑦ 国、都道府県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3及び1-4を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	2-2	⑤ 県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
44 ①実施体制	初動期	2-2	⑧ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。	厚生労働省、関係省庁	2-2	⑥ 県は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合、県は、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
45	①実施体制 初動期	2-3	国際的な連携体制の強化 ① 国は、国際機関又は発生国からの要請に応じ、準備期における検討に基づき編成した海外派遣専門人材チームの派遣を検討する。	外務省、厚生労働省、農林水産省	—	—
46	①実施体制 初動期	2-3	② 国は、発生国に対しWHOが行う支援への協力を行う。	厚生労働省、関係省庁	—	—
47	①実施体制 初動期	2-3	③ 国は、WHO、国際獣疫事務局(WOAH)等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力をを行い、情報共有等を行う。	厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省	—	—
48	①実施体制 初動期	2-3	④ JIHSは、迅速に情報収集を行い、検体の提供等が受けられるよう、連携関係にある海外の研究機関等と協力を進める。	厚生労働省	—	—
49	①実施体制 初動期	2-4	迅速な対策の実施に必要な予算の確保 国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。国は、都道府県及び市町村における機動的かつ効果的な対策の実施のため、都道府県及び市町村への財政支援について迅速に検討し、所要の措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。	統括庁、総務省、厚生労働省、関係省庁	2-3	迅速な対策の実施に必要な予算の確保 県及び市町村は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。
目的 (対応期)	①実施体制 対応期	(目的)	初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。 感染症危機の状況並びに国民生活及び国民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。		(目的)	初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。 感染症危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。
50	①実施体制 対応期	3-1	基本となる実施体制の在り方 政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。		3-1	基本となる実施体制の在り方 県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
51 ①実施体制	対応期	3-1-1	<p>対策の実施体制</p> <p>① 国及びJIHSは、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、国民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。また、国は、必要に応じて、推進会議の意見を聴いて基本的対処方針を変更し、これを公示した上で、基本的対処方針に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。</p>	統括庁、厚生労働省、関係省庁	3-1-1	<p>対策の実施体制</p> <p>① 県は、必要に応じて県対処方針を変更し、これに基づき適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。また、必要に応じて全庁での対応体制を見直すなど、新型インフルエンザ等対策の実施体制を強化する。</p>
52 ①実施体制	対応期	3-1-1	<p>② 都道府県は、保健所や地方衛生研究所等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。</p>	統括庁、厚生労働省	3-1-1	<p>② 県は、保健所や保健研究センターとも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。</p>
53 ①実施体制	対応期	3-1-1	<p>③ JIHSは、統括庁や厚生労働省が求める感染症の特徴に関する情報を始めとした科学的知見を迅速に提供するため、迅速な意思決定や情報分析が可能な組織体系に移行する。</p>	統括庁、厚生労働省	-	-
54 ①実施体制	対応期	3-1-1	<p>④ 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。</p>	全省庁	3-1-1	<p>③ 県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。</p>
55 ①実施体制	対応期	3-1-2	<p>国による総合調整及び指示</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う。</p> <p>当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。</p>	統括庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
56 ①実施体制	対応期	3-1-2	② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う。 なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する。	厚生労働省	-	-
57 ①実施体制	対応期	3-1-3	都道府県による総合調整 ① 都道府県は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。	統括庁、厚生労働省	3-1-2	県による総合調整 ① 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
58 ①実施体制	対応期	3-1-3	② また、都道府県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、都道府県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。	厚生労働省	3-1-2	② 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。
59 ①実施体制	対応期	3-1-4	政府現地対策本部の設置 国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	-	-
60 ①実施体制	対応期	3-1-5	職員の派遣・応援への対応 ① 国は、地方公共団体から職員の派遣要請があった場合又は指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置をとる。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	3-1-3	職員の派遣・応援への対応 ① 県は、県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
61	対応期	3-1-5	② 都道府県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。	統括庁、厚生労働省	3-1-3	② 県は、県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に職員の派遣を要請する。
62	対応期	3-1-5	③ 都道府県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。	厚生労働省	3-1-3	③ 県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。
63	対応期	3-1-5	④ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該市町村の属する都道府県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、当該都道府県はこれに対応する。	統括庁、厚生労働省	3-1-3	④ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対応する。
64	対応期	3-1-5	⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。当該都道府県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。	統括庁、厚生労働省	3-1-3	⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。
65	対応期	3-1-6	国際的な連携体制の強化 ① 国は、症例定義や実施された措置を含む国内発生情報のうち、国際保健規則（IHR）で通報が義務付けられている内容について、遅滞なくWHOへ通報する。	厚生労働省	-	-
66	対応期	3-1-6	② 国は、国際機関や外国政府等との間で、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する連携や協力を行う。	厚生労働省、関係省庁	-	-
67	対応期	3-1-7	必要な財政上の措置 ① 国は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講ずる。	統括庁、総務省、厚生労働省、関係省庁	-	-
68	対応期	3-1-7	② 都道府県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。	統括庁、総務省	3-1-4	必要な財政上の措置 県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。
69	対応期	3-2	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（「まん延防止」）の記載を参照する。		3-2	まん延防止等重点措置又は緊急事態措置が適用された場合の対応

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
70	①実施体制 対応期	3-2-1-1	まん延防止等重点措置の公示 まん延防止等重点措置の公示までの手続等 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。 まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。	統括庁、厚生労働省、その他全庁	-	-
71	①実施体制 対応期	3-2-1-1-1	関係情報の報告 国及びJIHSは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。	統括庁、厚生労働省、その他全庁	-	-
72	①実施体制 対応期	3-2-1-1-2	推進会議への意見聴取 国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く。	統括庁、厚生労働省	-	-
73	①実施体制 対応期	3-2-1-1-3	まん延防止等重点措置の決定 国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。	統括庁、厚生労働省	-	-
74	①実施体制 対応期	3-2-1-1-4	公示等 国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。	統括庁	-	-
75	①実施体制 対応期	3-2-1-2	期間及び区域の指定 国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。	統括庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
76 ①実施体制	対応期	3-2-1-3	都道府県による要請又は命令 都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	統括庁	3-2-1	県による要請又は命令 県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
77 ①実施体制	対応期	3-2-1-4	まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了 国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する。	統括庁、厚生労働省、その他全庁	-	-
78 ①実施体制	対応期	3-2-2	緊急事態宣言の手続 緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記3-2-1のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。		-	-
79 ①実施体制	対応期	3-2-2	① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。	統括庁	-	-
80 ①実施体制	対応期	3-2-2	② 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	統括庁	3-2-2	市町村対策本部の設置 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
81 ①実施体制	対応期	3-3-1	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 政府対策本部の廃止 国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。	統括庁、厚生労働省、その他全庁	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
82 ①実施体制	対応期	3-3-2	都道府県対策本部の廃止 都道府県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都道府県対策本部を廃止する。	統括庁	3-3-2	県対策本部の廃止 県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	準備期		<p>感染症危機管理において、新型コロナウイルス等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型コロナウイルス等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型コロナウイルス等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。</p> <p>情報収集・分析では、新型コロナウイルス等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。</p> <p>情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、国民生活及び国民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。</p> <p>平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。</p> <p>なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。</p>			<p>感染症危機管理において、新型コロナウイルス等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型コロナウイルス等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型コロナウイルス等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。</p> <p>情報収集・分析では、新型コロナウイルス等対策の決定に寄与するため、県等は国及びJIHSと連携して、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析する。</p> <p>情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。</p> <p>平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。</p> <p>なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
1 ②情報収集・分析	準備期	1-1	<p>① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。</p> <p>特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。</p> <p>例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。</p>	厚生労働省、外務省、文部科学省		-
2 ②情報収集・分析	準備期	1-1	<p>② 在外公館及び検疫所は、感染症に関する情報を得た場合には速やかにこれらの機関を所管する省庁の関係部局へ報告する。</p>	厚生労働省、外務省	-	-
3 ②情報収集・分析	準備期	1-1	<p>③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。</p>	厚生労働省	-	-
4 ②情報収集・分析	準備期	1-1	<p>④ 国、JIHS及び都道府県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。</p>	厚生労働省	1-1	<p>県等は、国及びJIHSとともに、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。</p>
5 ②情報収集・分析	準備期	1-1	<p>⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。</p>	統括庁、関係省庁	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
6 ②情報収集・分析	準備期	1-2	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省、外務省、文部科学省	-	-
7 ②情報収集・分析	準備期	1-3	国は、都道府県等やJIHS等と連携し、新型コロナウイルス等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。	厚生労働省、外務省	1-2	県等は、国やJIHS等が実施する新型コロナウイルス等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。
8 ②情報収集・分析	準備期	1-4	国は、情報収集・分析の円滑な実施のため、JIHS等と連携し、平時において、多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス等）を有する感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。	厚生労働省、外務省、文部科学省	-	-
9 ②情報収集・分析	準備期	1-5	国及びJIHSは、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進する。 例えば、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、ワクチンや治療薬等の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていく。 これらのほか、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。	厚生労働省	-	-
10 ②情報収集・分析	準備期	1-6	国は、国内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。	厚生労働省、外務省、文部科学省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)	②情報収集・分析	初動期	(目的)	初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。 感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかにを行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。		(目的)	初動期には、県等は、国及びJIHSと連携し、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析を迅速に行う。また、国及びJIHSの実施するリスク評価への協力を行う。 県等は、国及びJIHSが実施する感染症インテリジェンス体制の強化、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価について、協力する。あわせて、国及びJIHSと連携し、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。
11	②情報収集・分析	初動期	2-1	国は、JIHSと連携し、新型コロナウイルス等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。	厚生労働省、外務省、文部科学省	-	
12	②情報収集・分析	初動期	2-2-1	① 国及びJIHSは、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。	厚生労働省	-	-
13	②情報収集・分析	初動期	2-2-1	② 国及び都道府県等は、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。	厚生労働省	2-1-1	県等は、国の実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。
14	②情報収集・分析	初動期	2-2-1	③ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。	統括庁、関係省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
15	②情報収集・分析 初動期	2-2-2	① 国及びJIHSは、都道府県等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。	厚生労働省	2-1-2	① 県等は、国及びJIHSと連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制（感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制）の強化及び継続的なリスク評価の実施について、国及びJIHSに協力する。
16	②情報収集・分析 初動期	2-2-2	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	厚生労働省	2-1-2	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した体制を最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。
17	②情報収集・分析 初動期	2-2-2	③ 国は、準備期から実施する取組に加えて、流行国・地域への派遣調査や有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に発生の初期段階での情報の収集・分析を行い、初期段階でのリスク評価を行う。 さらに、情報収集・分析の方法について、国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	厚生労働省、外務省	-	-
18	②情報収集・分析 初動期	2-2-3	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。	厚生労働省	-	-
19	②情報収集・分析 初動期	2-3	国は、新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。	厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省	2-2	県は、新たな感染症が発生した場合は、国からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市町村に共有するとともに、県民等に迅速に提供・共有する。
目的 (対応期)	②情報収集・分析 対応期	(目的)	強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。 また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と国民生活及び国民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。 特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。		(目的)	県等は、国及びJIHSと連携し、感染症インテリジェンス体制の強化に協力し、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。 また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。 特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、県等は、国及びJIHSと連携し、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
20	②情報収集・分析	対応期	3-1	国は、JIHSと連携し、新型コロナウイルス等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。 また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。	厚生労働省、外務省、文部科学省	-	
21	②情報収集・分析	対応期	3-2-1	① 国、JIHS、都道府県等は、新型コロナウイルス等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、検疫所、JIHS及び都道府県等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。 この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。	厚生労働省	3-1-1	① 県等は、新型コロナウイルス等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、検疫所、JIHS及び都道府県等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。 この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。
22	②情報収集・分析	対応期	3-2-1	② 国及びJIHSは、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。	統括庁、関係省庁	3-1-1	② リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。
23	②情報収集・分析	対応期	3-2-2	① 国及びJIHSは、都道府県等と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。	厚生労働省	3-1-2	① 県等は、国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制の強化に協力する。
24	②情報収集・分析	対応期	3-2-2	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した人的・組織的なネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	厚生労働省	3-1-2	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した体制を最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。
25	②情報収集・分析	対応期	3-2-2	③ 国は、有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に情報の収集・分析を行い、リスク評価を行う。	厚生労働省、外務省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
26 ②情報収集・分析	対応期	3-2-2	④ 国は、特に国内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、国民生活及び国民経済に関する分析を強化し、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を把握する。	統括庁、関係省庁	3-1-2	③ 県は、特に県内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、県民生活及び県民経済に関する分析を強化し、感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響を把握する。
27 ②情報収集・分析	対応期	3-2-2	⑤ 都道府県等は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。	厚生労働省	3-1-2	④ 県等は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。
28 ②情報収集・分析	対応期	3-2-2	⑥ 国は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について都道府県等に提供するとともに、国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	厚生労働省、統括庁	3-1-2	⑤ 県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について市町村に提供するとともに、県民等に分かりやすく情報を提供・共有する。
29 ②情報収集・分析	対応期	3-2-3	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。	厚生労働省	3-1-3	県等は、国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。
30 ②情報収集・分析	対応期	3-3	国は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。	厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省	3-2	県は、国からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市町村等に共有するとともに、県民に迅速に提供・共有する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	③サーベイランス	準備期	(目的)	<p>政府行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型コロナウイルス等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。</p> <p>感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。</p> <p>このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型コロナウイルス等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。</p>		(目的)	<p>県行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型コロナウイルス等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。</p> <p>感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。</p> <p>このため、県等は平時から、国及びJIHSと連携して、感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型コロナウイルス等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、感染症危機管理上の意思決定につなげる。</p>
1	③サーベイランス	準備期	1-1	<p>① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。</p> <p>また、国は、JIHSと連携し、国内における新型コロナウイルス等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。</p>	厚生労働省	1-1	<p>① 県等は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、国に対して、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや保健研究センターからの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告を行う。</p>
2	③サーベイランス	準備期	1-1	<p>② 国は、都道府県等からの報告とJIHSによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。</p>	厚生労働省	1-1	<p>② 県等は、国及びJIHSによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。</p>
3	③サーベイランス	準備期	1-1	<p>③ 国及びJIHSは、平時から都道府県等への感染症サーベイランスに係る技術的な指導及び支援や人材育成を実施するとともに、訓練等を通じて有事における都道府県等の感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。</p>	厚生労働省	1-1	<p>③ 県等は、平時から国及びJIHSが実施する感染症サーベイランスに係る技術的な指導及び支援を受け、人材育成を実施するとともに、訓練等を通じて有事における感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。</p>
4	③サーベイランス	準備期	1-1	<p>④ 国は、JIHSと連携して、感染症インテリジェンスで得た知見を踏まえて、有事において迅速かつ効率的な感染症サーベイランスの実施体制を構築できるよう、国内の民間検査機関を含む関係機関や外国政府、国際機関（WHO、WOAH、国連食糧農業機関（FAO）等）等と、平時から情報共有や意見交換を行う。</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
5 ③サーベイランス	準備期	1-2	① 国及び都道府県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。 また、国は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、JIHS等と連携し、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に公表する。	厚生労働省、国土交通省	1-2	① 県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。 また、県は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、国及びJIHS等と連携し、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に公表する。
6 ③サーベイランス	準備期	1-2	② 国及び都道府県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。	厚生労働省	1-2	② 県等は、国及びJIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。
7 ③サーベイランス	準備期	1-2	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	厚生労働省、農林水産省、環境省	1-2	③ 県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。
8 ③サーベイランス	準備期	1-2	④ 国は、都道府県等やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。 また、国は、感染症サーベイランスシステムの管理及び改善を行う。	厚生労働省	1-2	④ 県等は、国やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。
9 ③サーベイランス	準備期	1-3	国は、JIHS及び都道府県等と連携し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要な人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者の研修を実施する。	厚生労働省	1-3	県等は、国及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要な人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者の研修を実施する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
10	③サーベイランス	準備期	1-4	国及びJIHSは、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DXを推進する。例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。 また、国は、都道府県等における効果的な感染症対策の実施に資するよう、定期的に感染症サーベイランスシステム等のシステムの改善を行う。	厚生労働省	1-4	県等は、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DXを推進する。
11	③サーベイランス	準備期	1-5	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省	1-5	県は国及びJIHSから提供される、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果に基づいて、正確な情報を関係機関及び県民等に分かりやすく提供・共有する。
目的 (初動期)	③サーベイランス	初動期	(目的)	国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。 初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型コロナウイルス等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。	-	(目的)	国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。 初動期では、県等は、国及びJIHSと連携して、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型コロナウイルス等に関する情報の確認を行い、感染症危機管理上の意思決定につなげる。
12	③サーベイランス	初動期	2-1	国は、JIHSと連携し、新型コロナウイルス等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断し、実施体制の整備を進める。 また、国は、WHOやWOAH等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。	厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
13 ③サーベイランス	初動期	2-2-1	<p>国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。</p> <p>また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。</p> <p>新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を地方衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、JIHSは、それを確認する。</p>	厚生労働省、農林水産省、環境省	2-1-1	<p>県等は、国、JIHS及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を国及びJIHSが探知し、疑似症の症例定義が行われた場合には、国の方針等を踏まえ、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、県等は、国、JIHS及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。</p> <p>また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。</p> <p>新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を保健研究センターにおいて、亜型等の同定を行い、JIHSは、それを確認する。</p>
14 ③サーベイランス	初動期	2-2-2	<p>国及びJIHSは、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行う。</p>	厚生労働省	-	-
15 ③サーベイランス	初動期	2-2-3	<p>国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。</p>	厚生労働省	2-1-2	<p>県等は、国及びJIHSと連携して、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえ、国及びJIHSが実施した初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
16	③サーベイランス	初動期	2-3	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国民等へ迅速に提供・共有する。	厚生労働省	2-2	県等は、国及びJIHSと連携して、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握する。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を、国及びJIHSより提供を受けるとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、関係機関及び県民等へ迅速に提供・共有する。
目的 (対応期)	③サーベイランス	対応期	(目的)	強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型コロナウイルス等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。また、新型コロナウイルス等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。	-	(目的)	強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、県等は、国及びJIHSと連携し、各地域の新型コロナウイルス等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。また、新型コロナウイルス等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。
17	③サーベイランス	対応期	3-1	国は、JIHSと連携し、新型コロナウイルス等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。また、新型コロナウイルス等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
18 ③サーベイランス	対応期	3-2-1	<p>国は、都道府県等及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。</p> <p>なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。</p> <p>このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。</p> <p>都道府県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。</p>	厚生労働省、農林水産省、環境省	3-1-1	<p>県等は、国及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、国の求めに応じ、退院等の届出の提出を求める。また、国、JIHS及び関係機関と連携し、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。</p> <p>県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。</p>
19 ③サーベイランス	対応期	3-2-2	<p>国は、JIHSと連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必要に応じて、疫学調査や厚生労働科学研究等により、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを実施する。</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
20 ③サーベイランス	対応期	3-2-3	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。	厚生労働省	3-1-2	県等は、国及びJIHSと連携し、国及びJIHSが感染症サーベイランスで収集した流行状況等の情報等を踏まえて実施したリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。
21 ③サーベイランス	対応期	3-3	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスにより国内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、国民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。 特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	厚生労働省	3-2	県等は、国及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報、新型インフルエンザ等の発生状況等について県民等へ迅速に提供・共有する。 特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて県民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	準備期	(目的)	<p>感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、国は、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。</p> <p>具体的には、国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。</p> <p>また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた国民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。</p>		(目的)	<p>感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、県は、平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。</p> <p>具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。</p> <p>また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた県民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-1-1	<p>新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有</p> <p>感染症に関する情報提供・共有</p> <p>国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。</p> <p>なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。</p>	統括庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	1-1-1	<p>新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有</p> <p>感染症に関する情報提供・共有</p> <p>県は、平時から、国から提供される情報等を活用し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。</p> <p>なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、国や市町村と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。</p>
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-1-2	<p>偏見・差別等に関する啓発</p> <p>国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p>	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	1-1-2	<p>偏見・差別等に関する啓発</p> <p>県は、市町村と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p>
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-1-3	<p>偽・誤情報に関する啓発</p> <p>国は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、国民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。</p>	総務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	1-1-3	<p>偽・誤情報に関する啓発</p> <p>県は、国や市町村と連携し、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、県民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
4	準備期	1-1-3	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-1-3	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
5	準備期	1-1-3	これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	統括庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	1-1-3	これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
6	準備期	1-2	新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 国は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。		1-2	新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 県は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。
7	準備期	1-2-1	迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-2-1	迅速かつ一体的な情報提供・共有体制の検討 ① 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
8	準備期	1-2-1	② 国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-2-1	② 県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制について検討するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
9 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-2-1	③ 国は、新型コロナウイルス等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-2-1	③ 県は、新型コロナウイルス等の発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
10 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-2-1	④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。	厚生労働省	1-2-1	④ 県及び市町村は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
11 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-2-1	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	-	-
12 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	情報提供・共有、リスクコミGL	2. 医療関係者、指定公共機関等との情報共有 関係省庁は、初動期及び対応期において、以下の項目を円滑に実施することができるよう、準備期から関係機関との連携を深めておく。		1-2-1-1	医療関係者、指定地方公共機関等との情報共有 県は、初動期及び対応期において、以下の項目を円滑に実施することができるよう、準備期から関係機関との連携を深めておく。
13 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	情報提供・共有、リスクコミGL	(1) インフルエンザ等の発生時において、厚生労働省は、都道府県等や医師会を通じ、可能な限り早期に新型コロナウイルス等の診断、治療に関する情報を医療関係者に対し提供する。		1-2-1-1	(1) インフルエンザ等の発生時において、県は、医師会等を通じ、可能な限り早期に新型コロナウイルス等の診断、治療に関する情報を医療関係者に対し提供する。
14 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	情報提供・共有、リスクコミGL	(2) 厚生労働省は、医療関係団体からの意見に対してフィードバックを行う。		1-2-1-1	(2) 県は、医療関係団体からの意見に対してフィードバックを行う。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
15 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	情報提供・共有、リスクコミGL	(3) 関係省庁は、準備期から、所管する指定公共機関や業界団体と適宜情報共有を行い、有事に備えて、あらかじめ連絡体制を密にする。		1-2-1-1	(3) 県は、準備期から、指定地方公共機関や業界団体と適宜情報共有を行い、有事に備えて、あらかじめ連絡体制を密にする。
16 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-2-2	双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 ① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-2-2	双方向のコミュニケーションの体制検討や取組の推進 ① 県は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制について検討する。
17 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-2-2	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省、関係省庁	1-2-2	② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民等からの相談に応じるため、県のコールセンター等の設置に向け準備する。また、市町村に対し、コールセンター等の設置について準備するよう要請する。
18 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期	1-2-2	③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-2-2	③ 県は、県民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施するなど、手法の充実や改善に努める。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)	初動期	(目的)	<p>新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、国民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。</p> <p>具体的には、国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、国民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。</p> <p>その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等の不安の解消等に努める。</p>		(目的)	<p>新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。</p> <p>具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。</p> <p>その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。</p>
19	初動期		<p>国は、JIHS等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、国民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。</p>			<p>県は、国やJIHS等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。</p>
20	初動期	2-1	<p>迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。</p> <p>また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。</p>	統括庁、厚生労働省、関係省庁	2-1	<p>迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。</p> <p>また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
21	初動期	2-1	② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。	統括庁	2-1	② 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、市町村、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
22	初動期	2-1	③ JIHSは、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	厚生労働省	-	-
23	初動期	2-1	④ 国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	2-1	③ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
24	初動期	2-1	⑤ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。	厚生労働省	2-1	④ 県及び市町村は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
25	初動期	2-1	⑥ 国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	-	-
26	初動期	2-2	<p>双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。</p>	統括庁、厚生労働省	2-2	<p>双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>① 県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
27	初動期	2-2	② 国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けのQ&A等を作成するとともに、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
28	初動期	2-2	③ 国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等によりQ&Aを配布するとともに、コールセンター等の設置を要請する。	厚生労働省、関係省庁	2-2	② 県は、国の要請を踏まえ、必要に応じてコールセンター等を設置する。
29	初動期	2-3	偏見・差別等や偽・誤情報への対応 国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	2-3	偏見・差別等や偽・誤情報への対応 県は、市町村と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。
30	初動期	2-3	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	2-3	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
31	初動期	2-3	国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請や協力等を行う。	統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (対応期)	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	(目的)	<p>感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、国は、国民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する国民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。</p> <p>具体的には、国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、国民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。</p> <p>その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等の不安の解消等に努める。</p>		(目的)	<p>感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、県は、県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する県民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。</p> <p>具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。</p> <p>その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。</p>
	32 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期		<p>国は、JIHS等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、国内の関係機関を含む国民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。</p>			<p>県は、国やJIHS等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、県内の関係機関を含む県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。</p>
	33 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	3-1-1	<p>基本的方針 迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。</p> <p>また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。</p>	統括庁、厚生労働省、関係省庁	3-1-1	<p>基本的方針 迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。</p> <p>また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
34	対応期	3-1-1	② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイト運営する。	統括庁	3-1-1	② 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、市町村、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイト運営する。
35	対応期	3-1-1	③ JIHSは、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	厚生労働省	-	-
36	対応期	3-1-1	④ 国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	3-1-1	③ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
37	対応期	3-1-1	⑤ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。	厚生労働省	3-1-1	④ 県及び市町村は、国が示した新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
38	対応期	3-1-1	⑥ 国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	-	-
39	対応期	3-1-2	<p>双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。</p>	統括庁、厚生労働省	3-1-2	<p>双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>① 県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
40	対応期	3-1-2	② 国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けのQ&A等を改定するとともに、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民や事業者等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
41	対応期	3-1-2	③ 国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等によりQ&Aの改定版を配布するとともに、コールセンター等の継続を要請する。	厚生労働省、関係省庁	3-1-2	② 県は、国の要請を踏まえ、必要に応じてコールセンター等を設置又は設置を継続する。
42	対応期	3-1-3	偏見・差別等や偽・誤情報への対応 国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	3-1-3	偏見・差別等や偽・誤情報への対応 県は、市町村と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知する。
43	対応期	3-1-3	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	3-1-3	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
44	対応期	3-1-3	国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請・協力等を行う。	統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
45	対応期	3-2	リスク評価に基づく方針の決定・見直し 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。		3-2	リスク評価に基づく方針の決定・見直し 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。
46	対応期	3-2-1	封じ込めを念頭に対応する時期 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、国民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、国民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、国は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。	厚生労働省、統括庁、関係省庁	3-2-1	封じ込めを念頭に対応する時期 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、県民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、県は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、県民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、県は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。
47	対応期	3-2-2-1	病原体の性状等に応じて対応する時期 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、国民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。	厚生労働省、統括庁、関係省庁	3-2-2-1	病原体の性状等に応じて対応する時期 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、県民等が適切に対応できるよう、県は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
48 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	3-2-2-2	<p>こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や国民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。</p>	厚生労働省、統括庁、関係省庁	3-2-2-2	<p>こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や県民等への協力要請の方法が異なり得ることから、県は、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。</p>
49 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	3-2-3	<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型コロナウイルス等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。</p>	厚生労働省、統括庁、関係省庁	3-2-3	<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型コロナウイルス等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、県は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

目的 (準備期)	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
	⑤水際対策	準備期	(目的)	<p>平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保やシステムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。</p> <p>また、海外において感染症情報の収集・提供体制を整備することにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、在外邦人や出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。</p>		(目的)	<p>県等は、平時から国や関係機関と連携し、水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保やシステムの整備について国に協力することにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。</p>
1	⑤水際対策	準備期	1-1	<p>① 国は、水際対策関係者に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のための研修を行うとともに、水際対策の実効性を高めるため、関係機関との合同実施も含めた訓練を行う。</p>	<p>統括庁、出入国在留管理庁、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省</p>	-	-
2	⑤水際対策	準備期	1-1	<p>② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。</p>	<p>厚生労働省、出入国在留管理庁、財務省</p>	-	-
3	⑤水際対策	準備期	1-1	<p>③ 国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、円滑に入院等を行うことができるよう都道府県等との連携体制を構築する。</p> <p>なお、当該協定等は、毎年適切に内容を確認し、必要に応じ更新する。</p>	<p>厚生労働省</p>	1-1	<p>① 国が検疫法に基づく隔離、停留を行うに当たり、県等は円滑に入院等を行うことができるよう国との連携体制を構築する。</p>
4	⑤水際対策	準備期	1-1	<p>④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所におけるPCR検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社にPCR検査等の検査を依頼できるように、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。</p>	<p>厚生労働省</p>	1-1	<p>② 保健研究センターは、国からPCR検査等の検査依頼を受けられるよう、協力体制を構築する。</p>
5	⑤水際対策	準備期	1-1	<p>⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。</p>	<p>厚生労働省、デジタル庁</p>	-	-
6	⑤水際対策	準備期	1-1	<p>⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。</p>	<p>厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省、国土交通省</p>	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
7	⑤水際対策 準備期	1-2	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）における新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築する。	厚生労働省、外務省	-	-
8	⑤水際対策 準備期	1-2	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	厚生労働省、外務省	-	-
9	⑤水際対策 準備期	1-3	国は、検疫法の規定に基づく協定を締結するに当たり、医療機関や都道府県と連携するとともに、有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や都道府県等との連携を強化する。	厚生労働省	1-2	県は、国が検疫法の規定に基づく医療機関との協定を締結するに当たり、国と連携するとともに、検疫所が実施する有事に備えた訓練を通じて、平時から医療機関や国、近隣府県等との連携を強化する。
目的 (初動期)	⑤水際対策 初動期	(目的)	<p>病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。</p> <p>なお、発生当初等の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、水際対策の見直しを行う。</p>		(目的)	<p>病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、県等は、国の実施する水際対策に協力し、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。</p>
10	⑤水際対策 初動期	2-1	① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、発生国・地域又は発生国・地域から第三国（発生国・地域以外の国・地域をいう。以下同じ。）を経由して我が国へ来航する船舶・航空機について、船舶・航空会社等の協力を得ながら、出発地、搭乗者数、国籍ごとの帰国者等数等の情報を収集する。	出入国在留管理庁、国土交通省	-	-
11	⑤水際対策 初動期	2-1	② 国は、主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策についての情報収集を行う。	厚生労働省、外務省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
12 ⑤水際対策	初動期	2-1	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）等する前であっても、帰国者等への質問票の配布等により、発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認し、帰国・入国時の患者等の発見に努める。また、発生国・地域から第三国経由で帰国・入国する者に対し、船舶・航空会社等の協力を得ながら、質問票の配布に加えて旅券の出国証印の確認を実施する等、発生国・地域での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。	厚生労働省、出入国在留管理庁、国土交通省	-	-
13 ⑤水際対策	初動期	2-1	④ 国は、入国審査や税関において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者を発見した場合は、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。	出入国在留管理庁、財務省	-	-
14 ⑤水際対策	初動期	2-1	⑤ 国は、有症状者（発熱や咳といった健康状態に何らかの異状を呈している者をいう。以下同じ。）が搭乗手続をしようとした場合には、必要に応じて搭乗拒否を行うよう、船舶・航空会社等に要請する。	厚生労働省、国土交通省	-	-
15 ⑤水際対策	初動期	2-1	⑥ 国は、船内又は機内において有症状者を発見した場合に、船内又は機内における必要な感染症対策を講ずるよう、船舶・航空会社等に対応を要請する。	厚生労働省、国土交通省	-	-
16 ⑤水際対策	初動期	2-1	⑦ 国は、全ての帰国者等に対し船舶・航空会社等の協力を得ながら、帰国・入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードの配布等により帰国・入国後の患者の発見に努める。	厚生労働省	-	-
17 ⑤水際対策	初動期	2-1	⑧ 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う。	厚生労働省、外務省	-	-
18 ⑤水際対策	初動期	2-1	⑨ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOによる急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生の公表（PHEIC宣言等）等の有無にかかわらず、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。発生国・地域の状況等を総合的に勘案し、渡航中止勧告や退避勧告を検討する。	外務省	-	-
19 ⑤水際対策	初動期	2-1	⑩ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、国は、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対し、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。	業所管省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
20	⑤水際対策	初動期	2-1	① 国は、水際対策関係者に対して、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスのばく露を受けた場合の抗ウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講ずる。	厚生労働省、出入国在留管理庁、財務省	-
21	⑤水際対策	初動期	2-2	国は、当該感染症が、検疫法上の感染症の種類のいずれかに該当するかの検討を行い、必要に応じて感染症の政令指定を行う。	厚生労働省	-
22	⑤水際対策	初動期	2-3	① 国は、検疫を実施する港及び空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港又は空港管理会社等と調整し、検疫措置の環境整備を行う。	厚生労働省、国土交通省	-
23	⑤水際対策	初動期	2-3	② 国は、JIHSと連携し、PCR検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備する（第1節（準備期）1-1④で協力体制を構築した地方衛生研究所等や民間検査会社を含む。）。	厚生労働省	-
24	⑤水際対策	初動期	2-3	③ 国は、隔離・停留や宿泊施設での待機要請の対象となる者を収容・待機させる施設や搬送手段を第1節（準備期）1-1③の協定等に基づき確保する。	厚生労働省	-
25	⑤水際対策	初動期	2-3	④ 国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周辺の施設の管理者の同意を得て当該施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する。	厚生労働省	-
26	⑤水際対策	初動期	2-3	⑤ 国は、診察・検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等を実施する。その対象範囲について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ、決定し、実施する。	統括庁、厚生労働省	-
27	⑤水際対策	初動期	2-3	⑥ 国は、検査の結果、陽性者については、医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請を実施する。	厚生労働省	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
28	⑤水際対策 初動期	2-3	⑦ 国は、陰性者や検査対象外の者については、上記⑤により定めた対象範囲に従って、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視を実施する。なお、検査での陽性者の状況や発生国・地域の感染状況等に応じて、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更する。	厚生労働省	-	-
29	⑤水際対策 初動期	2-3	⑧ 国は、居宅等待機者については、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、居宅等への移動に関し公共交通機関の不使用の要請を行う	厚生労働省	-	-
30	⑤水際対策 初動期	2-3	⑨ 国は、当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合は、当該感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、上記⑤から⑦までの検疫措置の強化を図る。	厚生労働省	-	-
31	⑤水際対策 初動期	2-3	⑩ 国は、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置 並びに水際対策への協力が得られない者に対する措置の実施を検討する。また、これらの措置を含めた水際対策の内容を広く国内外に周知する。	厚生労働省	-	-
32	⑤水際対策 初動期	2-3	⑪ 国は、検疫措置を適切に行うため、発生国・地域の感染状況、船舶・航空機の運航状況、検疫体制の確保状況を踏まえ、特定検疫港等を定め集約化を図る。	厚生労働省、国土交通省	-	-
33	⑤水際対策 初動期	2-3	⑫ 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。	警察庁、海上保安庁	2-1	県警察は、国における検疫措置の強化に伴い、国からの指導又は調整に基づき、必要に応じた警戒活動等を行う。
34	⑤水際対策 初動期	2-4	⑬ 国は、WHOや諸外国の動向も踏まえつつ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生国・地域の感染状況等を勘案して、上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止等について、政府対策本部で決定する。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省	-	-
35	⑤水際対策 初動期	2-4	⑭ 国は、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、指定された上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人について、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第5条第1項第14号 に該当するものとして上陸を拒否する。	出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
36	⑤水際対策	初動期	2-4	③ 国は、発生国・地域の感染状況や検疫体制等に応じ、帰国を希望する在外邦人の数にも留意しつつ入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う。具体的には、下記⑤の船舶・航空機の運航の制限等により実施する。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-
37	⑤水際対策	初動期	2-4	④ 国は、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、必要な査証制限（発給済み査証の効力停止、査証審査の厳格化、査証免除措置の一時停止等）を行う。	外務省	-	-
38	⑤水際対策	初動期	2-4	⑤ 国は、検疫体制等を踏まえ新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要な場合には、船舶・航空会社に対し、発生国・地域から発航又は来航する船舶・航空機の運航の制限を要請する	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-
39	⑤水際対策	初動期	2-5	① 国は、発生国・地域からの密入国が予想される場合には、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、保健所等との協力を確保しつつ、必要な感染対策を講じた上、所要の手続きをとる。	出入国在留管理庁、海上保安庁、警察庁	2-2	国が、密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報を入手し、又は認めて所要の手続きをとるに当たって、必要に応じて保健所等は国に協力する。
40	⑤水際対策	初動期	2-5	② 国は、発生国・地域から到着する船舶・航空機に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。	出入国在留管理庁、海上保安庁、警察庁	-	-
41	⑤水際対策	初動期	2-5	③ 国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化し、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。	警察庁、海上保安庁	-	-
42	⑤水際対策	初動期	2-6	国は、質問票の配布等の検疫手続について、第1節（準備期）1-1-⑤で整備したシステムを通じた質問票の入力等の機能の運用を開始するとともに、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働させる。	厚生労働省、デジタル庁	-	-
43	⑤水際対策	初動期	2-7	国は、上記2-3から2-6までに係る水際対策について、関係各国・地域へ情報提供・共有を行う。	外務省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
44 ⑤水際対策	初動期	2-8	① 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫所と都道府県等や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。	厚生労働省	2-3	① 県等は、国の検疫措置の強化に伴い、検疫所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。
45 ⑤水際対策	初動期	2-8	② 国は、質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定めたとおりに従い、都道府県等に提供する。	厚生労働省	-	-
46 ⑤水際対策	初動期	2-8	③ 都道府県等は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。	厚生労働省	2-3	② 県等は、国から情報提供があったときは、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。
47 ⑤水際対策	初動期	2-9	① 国は、発生国・地域に滞在（駐在や留学を含む。）する在外邦人に対し、直接又は企業や学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。	外務省、文部科学省、業所管省庁	-	-
48 ⑤水際対策	初動期	2-9	② 国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間に帰国ができるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等の必要な支援を行う。なお、入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う場合には、現地の緊急的な状況等に応じ帰国を希望する在外邦人に対し、特に留意する。	外務省、国土交通省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
49	⑤水際対策	初動期	2-9	③ 国は、定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国・地域の状況を踏まえ、検疫強化の必要性に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処の方針を決定し、外務省ホームページ、在外公館、船舶・航空会社、旅行代理店等を通じ、これを発生国・地域に滞在する在外邦人に対して周知する。	外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省	-	-
50	⑤水際対策	初動期	2-9	④ 国は、決定した対処の方針に従い、帰国手段の確保、関係者の感染症予防対策、隔離や停留等を実施する際の医療機関や宿泊施設の確保を含む検疫体制の調整等の必要な帰国者対応を行う。	外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省	-	-
51	⑤水際対策	初動期	2-9	⑤ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、現地医療機関等による抗インフルエンザ薬の処方等を検討し、必要に応じ、在外公館に配備する医薬品の利用等も検討する。	外務省	-	-
52	⑤水際対策	初動期	2-9	⑥ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、直接又は企業や学校等を通じ、感染拡大防止のための注意喚起等を実施する。	外務省、文部科学省、業所管省庁	-	-
目的 (対応期)	⑤水際対策	対応期	(目的)	新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。		(目的)	県等は、国が時宜に応じ適切かつ柔軟に実施する水際対策に協力し、新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
53 ⑤水際対策	対応期	3-1	国は、状況の変化を踏まえ、第2節（初動期）2-1及び2-3から2-9までの対応を継続する。 その際、感染症法の規定に基づき、都道府県等から要請があり、かつ、都道府県等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、国は、当該都道府県等に代わって第2節（初動期）2-8③の健康監視を実施する。	厚生労働省	3-1	県は必要があれば、感染症法の規定に基づき、第2節（初動期）2-3②の健康監視の実施を国に要請する。
54 ⑤水際対策	対応期	3-2	国は、第2節（初動期）2-1及び2-3から2-9までの対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。 また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-
55 ⑤水際対策	対応期	3-3	① 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-
56 ⑤水際対策	対応期	3-3	② 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小又は中止する。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-
57 ⑤水際対策	対応期	3-3	③ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
58 ⑤水際対策	対応期	3-4	国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼する。	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	⑥まん延防止	準備期	(目的) 新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、国民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。 また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、国民や事業者の理解促進に取り組む。		(目的)	新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、県民の生命及び健康を保護する。 また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。
	1 ⑥まん延防止	準備期	1-1 対策の実施に係る参考指標等の検討 国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。	統括庁	-	-
	2 ⑥まん延防止	準備期	1-2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ① 国及び都道府県は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するためには国民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。	統括庁、厚生労働省	1-1	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ① 県は、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するためには県民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
	3 ⑥まん延防止	準備期	1-2 ② 国、都道府県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。	統括庁、文部科学省、厚生労働省、業所管省庁	1-1	② 県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
4 ⑥まん延防止	準備期	1-2 ③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-1	③ 県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
5	⑥まん延防止	準備期	1-2	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。	国土交通省、統括庁、厚生労働省	1-1	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。県は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果等を踏まえ、指定地方公共機関に周知する。
目的 (初動期)	⑥まん延防止	初動期	(目的)		(目的)		新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。
6	⑥まん延防止	初動期	2-1	国内でのまん延防止対策の準備 ① 国及び都道府県等は、相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。 また、国及び都道府県等は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。	厚生労働省	2-1	県内でのまん延防止対策の準備 ① 県等は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。 また、県等は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。
7	⑥まん延防止	初動期	2-1	② JIHSは、国内外の専門家と協力し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに国及び都道府県等に提供する。	厚生労働省	-	-
8	⑥まん延防止	初動期	2-1	③ 国は、国内におけるまん延に備え、地方公共団体又は指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。	統括庁、指定公共機関所管省庁	2-1	② 県は、県内におけるまん延に備え、市町村又は指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。
目的 (対応期)	⑥まん延防止	対応期	(目的)		(目的)		新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護する。その際、国民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。 また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
9 ⑥まん延防止	対応期	3-1	まん延防止対策の内容 まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のよう なものがある。国及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に 基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感 受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等 に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止 対策を講ずるに際しては、国民生活や社会経済活動への影響も十 分考慮する。		3-1	まん延防止対策の内容 まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のよ うなものがある。県は、国及びJIHSによる情報の分析やリスク 評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、 薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の 状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延 防止対策を講ずるに際しては、県民生活や社会経済活動への影響 も十分考慮する。
10 ⑥まん延防止	対応期	3-1-1	患者や濃厚接触者への対応 都道府県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症 法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居 者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行 う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等 についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査 等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対 策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組 み合わせて実施する。	厚生労働省	3-1-1	患者や濃厚接触者への対応 県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基 づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の 濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。ま た、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等につい ての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等によ る感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の 有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わ せて実施する。
11 ⑥まん延防止	対応期	まん延防 止GL	② このため、都道府県等は、医療機関での診察、地方衛生研究 所等及び民間検査機関等による検査により、速やかに患者を特定 し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可 能な体制を構築する。（「医療に関するガイドライン」及び「保 健に関するガイドライン」参照。）		3-1-1-1	患者対策 県は、医療機関での診察、保健研究センター及び民間検査機関等 による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供す る体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
12 ⑥まん延防止	対応期	まん延防止GL	<p>(2) 濃厚接触者対策</p> <p>① 新型コロナウイルス等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型コロナウイルス等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型コロナウイルス等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、都道府県等は、必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。</p> <p>なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。特に、新型コロナウイルス等が、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて世界で初めて確認された場合等、直ちに地域における重点的な感染拡大防止策の実施を検討し、その一つとして抗インフルエンザウイルス薬の有効性が期待されると判断される場合には、当該地域内の住民に対して、抗インフルエンザウイルス薬の一斉予防投与の実施を検討する。</p>		3-1-1-2	<p>濃厚接触者対策</p> <p>① 新型コロナウイルス等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型コロナウイルス等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型コロナウイルス等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、県等は、必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。</p> <p>なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。特に、新型コロナウイルス等が、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて世界で初めて確認された場合等、県は、直ちに地域における重点的な感染拡大防止策の実施を検討し、その一つとして抗インフルエンザウイルス薬の有効性が期待されると判断される場合には、当該地域内の住民に対して、抗インフルエンザウイルス薬の一斉予防投与の実施を検討する。</p>
13 ⑥まん延防止	対応期	まん延防止GL	<p>② 都道府県等においては、国と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。（「治療薬・治療法に関するガイドライン」参照。）</p>		3-1-1-2	<p>② 県は、国と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。</p>
14 ⑥まん延防止	対応期	3-1-2-1	<p>患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 外出等に係る要請等</p> <p>都道府県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。</p> <p>また、都道府県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型コロナウイルス等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。</p>	統括庁	3-1-2-1	<p>患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 外出等に係る要請等</p> <p>県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。</p> <p>また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型コロナウイルス等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
15 ⑥まん延防止	対応期	3-1-2-2	基本的な感染対策に係る要請等 国及び都道府県は、国民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請する。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	3-1-2-2	基本的な感染対策に係る要請等 県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請する。
16 ⑥まん延防止	対応期	3-1-2-3	退避・渡航中止の勧告等 国は、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行い、発生国・地域の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて退避勧告や渡航中止勧告を行う。	統括庁、外務省、国土交通省	-	-
17 ⑥まん延防止	対応期	3-1-3-1	事業者や学校等に対する要請 営業時間の変更や休業要請等 都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。 また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。	統括庁、文部科学省、業所管省庁	3-1-3-1	事業者や学校等に対する要請 営業時間の変更や休業要請等 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。 また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。
18 ⑥まん延防止	対応期	3-1-3-2	まん延の防止のための措置の要請 都道府県は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。	統括庁、業所管省庁	3-1-3-2	まん延の防止のための措置の要請 県は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。
19 ⑥まん延防止	対応期	3-1-3-3	3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等 都道府県は、上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。	統括庁	3-1-3-3	3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等 県は、上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。
20 ⑥まん延防止	対応期	3-1-3-4	施設名の公表 都道府県は、上記3-1-3-1から3-1-3-3までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。また、国は、都道府県の判断に資する内容の情報提供・共有を行う。	統括庁	3-1-3-4	施設名の公表 県は、上記3-1-3-1から3-1-3-3までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
21	⑥まん延防止	対応期	3-1-3-5	その他の事業者に対する要請 ① 国及び都道府県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を奨励し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を奨励すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	3-1-3-5	その他の事業者に対する要請 ① 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を奨励し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を奨励すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
22	⑥まん延防止	対応期	3-1-3-5	② 国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	厚生労働省	3-1-3-5	② 県は、国からの要請を踏まえ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。
23	⑥まん延防止	対応期	3-1-3-5	③ 都道府県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。	統括庁	3-1-3-5	③ 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。
24	⑥まん延防止	対応期	3-1-3-5	④ 国は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止の勧告を行う。	統括庁、外務省、国土交通省、業所管省庁	-	-
25	⑥まん延防止	対応期	3-1-3-5	⑤ 国は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。	統括庁、業所管省庁	3-1-3-5	④ 県は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。
26	⑥まん延防止	対応期	3-1-3-6	学級閉鎖・休校等の要請 国及び都道府県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国及び都道府県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。	統括庁、こども家庭庁、文部科学省	3-1-3-6	学級閉鎖・休校等の要請 県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。
27	⑥まん延防止	対応期	3-1-4-1	公共交通機関に対する要請 基本的な感染対策に係る要請等 国は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。	統括庁、厚生労働省、国土交通省	3-1-4-1	公共交通機関に対する要請 基本的な感染対策に係る要請等 県は、国の要請を踏まえ、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
28 ㊦まん延防止	対応期	3-1-4-2	減便等の要請 国は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。	統括庁、国土交通省	3-1-4-2	減便等の要請 県は、国の要請を踏まえ、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。
29 ㊦まん延防止	対応期	3-2-1	時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 封じ込めを念頭に対応する時期 国及び都道府県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。 このため、国及び都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載）。	統括庁	3-2-1	時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 封じ込めを念頭に対応する時期 県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する県民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。 このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請の検討を含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。
30 ㊦まん延防止	対応期	3-2-2	病原体の性状等に応じて対応する時期 以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。	統括庁	3-2-2	病原体の性状等に応じて対応する時期 県は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、以下の対応を判断する。
31 ㊦まん延防止	対応期	3-2-2-1	病原性及び感染性がいずれも高い場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。	統括庁	3-2-2-1	病原性及び感染性がいずれも高い場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
32 ㊦まん延防止	対応期	3-2-2-2	<p>病原性が高く、感染性が低い場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。</p>	統括庁	3-2-2-2	<p>病原性が高く、感染性が低い場合 り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請を検討する。</p>
33 ㊦まん延防止	対応期	3-2-2-3	<p>病原性が高くなく、感染性が高い場合 り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。 上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、都道府県に対する国の支援を強化する。具体的には、都道府県が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国は、都道府県を支援するため、当該都道府県においてより効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。</p>	統括庁	3-2-2-3	<p>病原性が高くなく、感染性が高い場合 り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。 上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県は当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請を検討する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
34 ㊦まん延防止	対応期	3-2-2-4	<p>こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。</p> <p>例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-6の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。</p>	統括庁	3-2-2-4	<p>こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。</p> <p>例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-6の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。</p>
35 ㊦まん延防止	対応期	3-2-3	<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。</p> <p>なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。</p>	統括庁、厚生労働省	3-2-3	<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、県は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。</p> <p>なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。</p>
36 ㊦まん延防止	対応期	3-2-4	<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 国及び都道府県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。</p>	統括庁、厚生労働省	3-2-4	<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。</p>
37 ㊦まん延防止	対応期	3-3	<p>まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等 上記3-2の考え方にに基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2の記載を参照する。</p>	統括庁	3-3	<p>まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の適用に係る国への要請の検討等</p>
38 ㊦まん延防止	対応期	3-3	<p>① 都道府県は、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。</p>	統括庁	3-3	<p>県は、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請を検討する。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
39 ㉔まん延防止	対応期	3-3	<p>② 国は、JIHS及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。</p> <p>その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。</p>	統括庁	-	-
40 ㉔まん延防止	対応期	3-3	<p>③ ただし、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。</p> <p>(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期 科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。</p> <p>(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期 医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。</p> <p>(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。</p>	統括庁	3-3	<p>ただし、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の適用に係る国への要請の必要性や内容を判断する。</p> <p>① 封じ込めを念頭に対応する時期 科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請の検討を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。</p> <p>② 病原体の性状等に応じて対応する時期 医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、国やJIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置の適用に係る国への要請を検討する。</p> <p>③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 上記②と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置の適用を要請する期間及び区域、業態等を検討する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

目的
(準備期)

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
⑦ワクチン	準備期	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。</p> <p>平時からワクチンの研究開発の支援を行うことで、新型コロナウイルス等が発生した場合に、速やかにワクチンを開発し、当該ワクチンの有効性及び安全性を確認した上で、ワクチンを迅速に製造することのできる体制を構築する。また、ワクチンの接種体制について、新型コロナウイルス等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、都道府県及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。</p>		(目的)	<p>県は、新型コロナウイルス等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス等に対応したワクチンについて、円滑な接種が実施できるよう、平時から、国及び市町村と連携して、着実に準備を進める。</p> <p>平時から、ワクチンの接種体制について、新型コロナウイルス等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。</p>
⑦ワクチン	準備期	1-1-1	<p>① 国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、政府一体となって、ワクチンの迅速な開発及び供給を可能にする体制の構築のために必要となる施策を実施し、新型コロナウイルス等のワクチンの研究開発を促進する。</p> <p>(ア) 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 内に設置された先進的研究開発戦略センター (SCARDA) と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。</p>	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
2 ⑦ワクチン	準備期	1-1-1	<p>(イ) 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。</p> <p>また、ワクチンの治験を行う場合には新型コロナウイルス等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
3 ⑦ワクチン	準備期	1-1-1	<p>② 国は、プル型研究開発支援について、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における公衆衛生上の買上げや備蓄の必要性や海外におけるニーズ等も総合的に検討し、その適切な在り方について検討を進め、結論を得る。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
4 ⑦ワクチン	準備期	1-1-1	<p>③ 国は、以上の取組により、公衆衛生対策上必須であるワクチンの確保を、基礎研究から上市後まで一貫して支援する。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
5 ⑦ワクチン	準備期	1-1-2	国は、JIHSと連携して、危機管理の観点から感染症危機対応医薬品等を国内で利用できるようにすることが必要な感染症について、分析や評価を行い、重点感染症に指定する。	厚生労働省	-	-
6 ⑦ワクチン	準備期	1-1-3	①国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	-	-
7 ⑦ワクチン	準備期	1-1-3	②国は、新型コロナウイルス等の発生時に既存のワクチンの有効性等を速やかに評価する体制を整備する。「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づきSCARDAの支援の下で産学官が連携して取り組む重点感染症に対するワクチン開発について、感染症の流行状況やそれらの感染症に対するワクチンの開発状況等を踏まえ、対象となる重点感染症の考え方やリストの更新を行う。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
8	⑦ワクチン 準備期	1-1-3	③国及びJIHSは、関係機関と連携し、研究開発を推進する上で必要となる霊長類等の実験動物を安定的に確保するための方策について検討し、実施する。また、大型の霊長類を含む実験動物を扱った非臨床試験を実施することのできる設備や人材を整備・確保するための方策についても検討し、実施する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
9	⑦ワクチン 準備期	1-1-4	① 国及びJIHSは、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。	厚生労働省、文部科学省	-	-
10	⑦ワクチン 準備期	1-1-4	②国は、ワクチンの開発を支援するため、病原体を用いた研究を行う上での課題（入手、運搬、供与等）の解消に努める。	厚生労働省、文部科学省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
11 ⑦ワクチン	準備期	1-1-5	国は、JIHSと連携して、有事に短期間で多数の被験者の登録を行う大規模な治験を行うため、国内における治験環境を整備するとともに、国際的な治験・臨床試験が可能となる体制の整備を行う。	厚生労働省	-	-
12 ⑦ワクチン	準備期	1-1-6	① 国は、新型コロナウイルスに関するワクチンについては、新型コロナウイルス発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを旨とし、生産体制の整備を推進する。	厚生労働省、経済産業省	-	-
13 ⑦ワクチン	準備期	1-1-6	②国は、それ以外の感染症に関するワクチンについても、可及的速やかに開発し製造することが可能となるよう、新規モダリティや投与方法等の研究開発や生産体制の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス等の既に流行している感染症に対するmRNAワクチン等の国内における開発を支援することにより、新しいモダリティ等を活用してワクチンを開発した経験を有する事業者の増加を図る。	健康・医療戦略推進事務局、厚生労働省、経済産業省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
14 ⑦ワクチン	準備期	1-1-7	国は、新型コロナウイルスの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて動物での有効性や人での有効性及び安全性等を確認し、発生時の使用に資する知見を得る。	厚生労働省	-	-
15 ⑦ワクチン	準備期	1-1-8	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省	-	-
16 ⑦ワクチン	準備期	1-1-9	国及びJIHSは、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとともに、国及び都道府県等は、大学等の研究機関を支援する。また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。	厚生労働省、文部科学省	1-1-1	県等は、国及びJIHSが育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
17	⑦ワクチン	準備期	1-2-1	① 国は、パンデミックワクチンの開発・製造には発生後に一定の時間がかかるため、新型コロナウイルスについては、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行えるよう、その原液の製造及び備蓄（一部は製剤化）を進める。	厚生労働省	-	-
18	⑦ワクチン	準備期	1-2-1	② 国は、平時から定期的にプレパンデミックワクチンの新たなモダリティや新たな製造法の導入等の検討を行う。	健康・医療戦略推進事務局、厚生労働省	-	-
19	⑦ワクチン	準備期	1-2-1	③ 国は、プレパンデミックワクチンの製造及び備蓄を行う際には、最新の疫学情報やリスク評価に基づき、製造するワクチン株を決定する。また、新型コロナウイルスの発生時における有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みプレパンデミックワクチンの一部を用いて有効性及び安全性についての臨床研究を推進する。	厚生労働省	-	-
20	⑦ワクチン	準備期	1-2-1	④ 国は、プレパンデミックワクチンについて、新型コロナウイルスの発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量をあらかじめ製剤化した形で備蓄する。	厚生労働省	-	-
21	⑦ワクチン	準備期	1-2-1	⑤ 国は、平時から新型コロナウイルスに対するパンデミックワクチンの製造体制を活用して、プレパンデミックワクチンの製造を行う。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
22	⑦ワクチン 準備期	1-2-2-1	<p>国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。</p> <p>（ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況</p> <p>（イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況</p> <p>（ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担</p>	<p>経済産業省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省</p>	-	-
23	⑦ワクチン 準備期	1-2-2-2	<p>国は、新型インフルエンザ等の発生時に全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるよう、以下（ア）及び（イ）の情報を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。</p> <p>（ア） 国内に整備されているワクチン製造拠点の情報（各事業者において製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報等）</p> <p>（イ） ワクチンのモダリティごとに、国内において製造可能な数量の合計、製造開始までのリードタイム及び国内で必要と予想される数量を製造できるまでのリードタイムの情報等</p>	<p>厚生労働省</p>	-	-
24	⑦ワクチン 準備期	1-2-2-3	<p>国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。</p>	<p>厚生労働省</p>	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
25	⑦ワクチン	準備期	1-2-3	国は、ワクチンの接種に必要となる注射針やシリンジ等の資材について、国内における製造事業者や輸入事業者の状況、国内在庫の量及び新型コロナウイルス等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。	厚生労働省	-	-
26	⑦ワクチン	準備期	1-3-1	国は、都道府県に対し、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築するよう、要請する。 （ア） 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制 （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 （ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担	厚生労働省	1-2-1	県は、県内市町村、県医師会、県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築する。 （ア） 県内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制 （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 （ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担
27	⑦ワクチン	準備期	1-3-2	国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。	厚生労働省	-	-
28	⑦ワクチン	準備期	1-4	特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておく。なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型コロナウイルス等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。	厚生労働省、統括庁、関係省庁	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
29	⑦ワクチン 準備期	1-4-1	国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。	厚生労働省、統括庁、関係省庁	1-3-1	特定接種について、国が基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進め、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成する場合、国が事業者に対する周知を行うに当たって、県及び市町村は国に協力する。
30	⑦ワクチン 準備期	1-4-2	国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。	厚生労働省、関係省庁	1-3-2	国が事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録するに当たり、県及び市町村は国に協力する。
31	⑦ワクチン 準備期	1-5-1	国は、新型コロナウイルス等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省	1-4-1	県は国が整理した考え方等を踏まえ、新型コロナウイルス等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、準備期の段階から、地域医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など接種体制の構築に向けた検討を行う。 また、市町村又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
32 ⑦ワクチン	準備期	1-5-2	<p>登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。</p> <p>このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。</p>	厚生労働省	1-4-2	<p>特定接種の対象者のうち、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。</p> <p>このため、国の要請も踏まえ、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
33 ⑦ワクチン	準備期	1-5-3	<p>国は、新型コロナウイルス等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。</p> <p>国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型コロナウイルス等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。</p> <p>（ア）市町村又は都道府県は、国等の協力を得ながら、当該市町村又は都道府県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。</p> <p>（イ）市町村又は都道府県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。</p> <p>（ウ）市町村又は都道府県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示す等の技術的な支援を行う。</p>	厚生労働省、関係省庁	1-4-3	<p>市町村又は県は、国の基本的な考え方を受けて、国の協力を得て、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。</p> <p>（ア）市町村内又は県内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。</p> <p>（イ）円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。</p> <p>（ウ）速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。</p>
34 ⑦ワクチン	準備期	1-6	<p>国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型コロナウイルス等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。</p>	厚生労働省	1-5	<p>県は、国が提供・共有を行う情報に基づき、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型コロナウイルス等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて県民等へ情報提供・共有を行い、理解促進を図る。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
35 ⑦ワクチン	準備期	1-7	①国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型コロナウイルス等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。	厚生労働省	-	-
36 ⑦ワクチン	準備期	1-7	②国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。	厚生労働省	-	-
37 ⑦ワクチン	準備期	1-7	③国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。	厚生労働省	-	-
38 ⑦ワクチン	準備期	1-8	国は、CEPI 等の、ワクチンの研究開発のための国際的な枠組みに参画する。また、ワクチンに関する国際的な情勢について情報収集に努める。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)	⑦ワクチン	初動期	(目的)	準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型コロナウイルス等に関する情報を速やかに収集し、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。 準備期からの取組に基づき、速やかに産学官が連携してワクチンを開発し、有効性及び安全性が確保されたワクチンを製造することで、必要なワクチン量を確保する。		(目的)	県は市町村とともに、準備期から計画した接種体制等を活用し、国と連携して、発生した新型コロナウイルス等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。
39	⑦ワクチン	初動期	2-1-1	国及びJIHSは、国内外の研究機関等と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供するとともに、早期にパンデミックワクチンの研究開発を実施するよう要請する。	厚生労働省	-	-
40	⑦ワクチン	初動期	2-1-2	国は、パンデミックワクチンの研究開発を支援するため、以下 (ア) から (エ) までの支援策について検討し、実施する。 (ア) SCARDAを介した研究開発支援の推進 (イ) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) における優先的な相談対応や承認審査の実施 (ウ) 大規模臨床試験費用の支援 (エ) 開発企業の相談窓口の設置受付	(ア) 健康・医療戦略推進事務局、文部科学省 (イ) ~ (エ) 厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
41 ⑦ワクチン	初動期	2-1-3	<p>国は、国内で速やかにパンデミックワクチンの研究開発が実施されるよう、以下（ア）から（オ）までの現況をワクチンの開発・製造に関する関係省庁、研究機関、研究者、事業者等で共有し、連携を図る。</p> <p>（ア） 発生した新型コロナウイルス等に関するSCARDAにおけるワクチン開発状況</p> <p>（イ） 国内でパンデミックワクチンの研究開発を実施できる拠点</p> <p>（ウ） 国内でパンデミックワクチンの臨床試験を実施できる医療機関</p> <p>（エ） 国内に整備されているワクチン製造拠点</p> <p>（オ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況</p>	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	-	-
42 ⑦ワクチン	初動期	2-1-4	<p>①国は、新たに開発されたワクチンについて、速やかに接種で使用できるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。特に新型コロナウイルスに係るパンデミックワクチンの承認については、プロトタイプワクチン、季節性インフルエンザワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用しつつ、必要に応じて緊急承認等の制度を適用し、短期間に適切に審査・承認のプロセスを進める。</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
43	⑦ワクチン 初動期	2-1-4	②国は、緊急承認が適用されたワクチンについて有効性及び安全性の検証ができる体制を構築する。さらに、国は、開発されたワクチンに対する承認審査に当たり、開発企業が同一のモダリティを活用したワクチンの承認を既に受けており、開発されたワクチンが既に承認を受けているワクチンと同じ添加剤等を用いている等、共通する点がある場合には、共通する内容に係る過去のデータを活用する等、迅速に審査を実施する。	厚生労働省	-	-
44	⑦ワクチン 初動期	2-2-1	国は、新型コロナウイルスの発生後、備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対する有効性の確認を行う。また、有効性が期待できるものについては、あらかじめ製剤化している当該ワクチンの接種に向けた準備を進めるとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。なお、新型コロナウイルスの発生時には、感染拡大の状況等も勘案しつつ、検定を受けるいとまがない場合には、必要に応じプレパンデミックワクチンの検定を免除する。	厚生労働省	-	-
45	⑦ワクチン 初動期	2-2-2-1	国は、発生した新型コロナウイルス等に関する情報を速やかに収集し、ワクチンの開発及び生産に関する機関、研究者、事業者等の状況を踏まえ、関係省庁間で必要となるワクチンの開発及び生産体制を検討する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	-	-
46	⑦ワクチン 初動期	2-2-2-2	① 国は、準備期に収集したワクチンの製造に関する事業者の情報を踏まえて、ワクチン製造に関する事業者等に対して、パンデミックワクチンの製造に取り組むとともに、必要量のワクチンの製造に要する原材料等の確保を行うよう要請する。	厚生労働省、経済産業省	-	-
47	⑦ワクチン 初動期	2-2-2-2	② 国は、デュアルユース設備を有する事業者に対して、デュアルユース設備を活用して自らパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むか、パンデミックワクチンの開発に取り組む他の事業者と連携してデュアルユース設備を活用してパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むかを検討するよう指示する。その際、国は、パンデミックワクチンの開発・製造に取り組む事業者がデュアルユース設備に関する情報を提供すること等を通じて、事業者間の連携を促し、必要な製造能力の確保を支援する。	厚生労働省、経済産業省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
48	⑦ワクチン	初動期	2-2-2-3	国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの製造を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。この場合には、季節性インフルエンザワクチン等の製造を中断してパンデミックワクチンの製造に切り替えること等も含めて製造能力が可能な限り最大限に活用されるよう調整を行う。	厚生労働省	-	-
49	⑦ワクチン	初動期	2-2-2-4	国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの製造を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。この場合には、季節性インフルエンザワクチン等の製造を中断してパンデミックワクチンの製造に切り替えること等も含めて製造能力が可能な限り最大限に活用されるよう調整を行う。	厚生労働省	-	-
50	⑦ワクチン	初動期	2-2-2-5	国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、初期に供給量が限られる中で、必要な量の輸入ワクチンを確保できるよう、海外ワクチンの製造販売業者に対して、我が国への供給可能性や時期等について情報収集を行うとともに、状況に応じて、供給に係る交渉、契約締結等の所要の対応を行う。また、ワクチンの特性に応じて、製造販売業者や卸売販売業者等と連携して、冷凍庫等を活用した保存方法や輸送方法等の配送に係る所要の対応を行う。	厚生労働省	-	-
51	⑦ワクチン	初動期	2-2-3-1	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、国内における製造事業者や輸入事業者に対して、国内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。	厚生労働省	-	-
52	⑦ワクチン	初動期	2-2-3-2	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材が不足することが見込まれる場合には、事業者に対して、製造量や輸入量の増加の要請を行う。	厚生労働省	-	-
53	⑦ワクチン	初動期	2-2-3-3	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、接種に必要な量を確保する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
54	⑦ワクチン	初動期	2-3-1	国は、発生した新型コロナウイルス等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。	厚生労働省、統括庁	-	-
55	⑦ワクチン	初動期	2-3-2	国は、市町村及び都道府県に対し、提供・共有を早期に行うよう努める。	厚生労働省	-	-
56	⑦ワクチン	初動期	2-3-3	市町村又は都道府県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国は、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。	厚生労働省、関係省庁	2-1-1	市町村又は県は、国から提供・共有されるワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
57	⑦ワクチン	初動期	2-3-4	国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。	厚生労働省	2-1-2	県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。
目的 (対応期)	⑦ワクチン	対応期	(目的)	確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。 あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。		(目的)	県は市町村とともに、国と連携して、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。 あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
58	⑦ワクチン 対応期	3-1	①国及びJIHSは、新型インフルエンザ等のウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）の変異等に関する情報収集に努める。	厚生労働省	-	-
59	⑦ワクチン 対応期	3-1	②国及びJIHSは、流行株の変異が認められた場合は、産学官が連携して当該変異したウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）に対し、ワクチンの研究開発や確保等の第2節（初動期）に記載した取組を実施する。	厚生労働省	-	-
60	⑦ワクチン 対応期	3-1	③国及びJIHSは、抗体等免疫獲得状況調査を実施し、予防接種の計画に資する情報を収集する。	厚生労働省	-	-
61	⑦ワクチン 対応期	3-1	④国及びJIHSは、関係機関と連携し、流行株に対するワクチンの有効性及び安全性について評価を実施する。	厚生労働省	-	-
62	⑦ワクチン 対応期	3-2-1	国は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう流通管理を行う。	厚生労働省	-	-
63	⑦ワクチン 対応期	3-2-2	国は、都道府県に対し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築するよう要請する	厚生労働省	3-1-1	県は、国の要請を受け、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。
64	⑦ワクチン 対応期	3-2-3	① 国は、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供・共有を早期に行うよう、ワクチン等の製造事業者等へ要請する。	厚生労働省	-	-
65	⑦ワクチン 対応期	3-2-3	② 国は、ワクチン等が不足することが見込まれる場合には、生産の促進を要請する	厚生労働省	-	-
66	⑦ワクチン 対応期	3-3	①市町村又は都道府県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。	厚生労働省	3-2	① 市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
67	⑦ワクチン 対応期	3-3	②国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討する。追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように都道府県や市町村、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。	厚生労働省	3-2	② 市町村又は県は、国の方針で追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
68	⑦ワクチン 対応期	3-3	③国は、システムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等についてホームページ等で公表するとともに、地方公共団体に対しても早期に情報提供・共有を進める。	厚生労働省	-	-
69	⑦ワクチン 対応期	3-3-1-1	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する	統括庁、関係省庁	-	-
70	⑦ワクチン 対応期	3-3-1-2	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンドミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	-	-
71	⑦ワクチン 対応期	3-3-1-3	国は、登録事業者の接種対象者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	厚生労働省、関係省庁	-	-
72	⑦ワクチン 対応期	3-3-1-4	都道府県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	厚生労働省	3-2-1-1	県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
73	⑦ワクチン 対応期	3-3-2-1	国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。	厚生労働省、統括庁	-	-
74	⑦ワクチン 対応期	3-3-2-2	国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を開始する。また、市町村又は都道府県は、国と連携して、接種体制の準備を行う。	厚生労働省	3-2-2-1	市町村又は県は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、接種体制の準備を行う。
75	⑦ワクチン 対応期	3-3-2-3	国は、全国民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に市町村又は都道府県において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう市町村又は都道府県に対し要請する。	厚生労働省	3-2-2-2	市町村又は県は、国の要請を受け、県民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に県において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
76	⑦ワクチン 対応期	3-3-2-4	市町村又は都道府県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。国は、都道府県及び市町村に対し、接種に関する情報提供・共有を行うよう要請する。	厚生労働省	3-2-2-3	市町村又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国とともに、接種に関する情報提供・共有を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
77 ⑦ワクチン	対応期	3-3-2-5	市町村又は都道府県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都道府県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。	厚生労働省	3-2-2-4	市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
78 ⑦ワクチン	対応期	3-3-2-6	国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。	厚生労働省	3-2-2-5	県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。
79 ⑦ワクチン	対応期	3-4-1	国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行う。	厚生労働省	-	-
80 ⑦ワクチン	対応期	3-4-2	国は、デジタル化された情報連携基盤を活用し、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告の収集に努め、匿名化した上で、予防接種データベースに格納する。さらに、予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等のデータベースとの連結解析を可能にすることで、予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究を実施する。	厚生労働省	-	-
81 ⑦ワクチン	対応期	3-4-3	国は、予防接種データベースに格納された情報について、国による調査研究のほか、相当の公益性を有すると認められる業務を実施する者に提供する。	厚生労働省	-	-
82 ⑦ワクチン	対応期	3-4-4	国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
83 ⑦ワクチン	対応期	3-5	①国は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。	厚生労働省	-	-
84 ⑦ワクチン	対応期	3-5	②市町村又は都道府県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。	厚生労働省	3-3	市町村又は県は、自ら実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、予約に関する事項、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	⑧医療	準備期	(目的) 新型コロナウイルス等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき都道府県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型コロナウイルス等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。 また、都道府県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、都道府県連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。		(目的)	新型コロナウイルス等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型コロナウイルス等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。 また、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、県感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。
	1 ⑧医療	準備期	1-1 ① 都道府県が新型コロナウイルス等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、在宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省	1-1	① 県が新型コロナウイルス等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、在宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。
	2 ⑧医療	準備期	1-1 ② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省	1-1	② 有事における患者の状態に応じた適切な感染症医療提供を可能とするため、国より示された、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等についての症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準に基づき、県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。
	3 ⑧医療	準備期	1-1 ③ 上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。	厚生労働省	1-1	③ 上記の有事の医療提供体制を準備し、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。
	4 ⑧医療	準備期	1-1 ④ 都道府県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。	厚生労働省	1-1	④ 県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能などについて、全庁における役割分担等を平時から明確化し、体制整備を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
5 ⑧医療	準備期	1-1-1	都道府県等は、新型コロナウイルス等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省	1-1-1	県等は、新型コロナウイルス等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある者からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。
6 ⑧医療	準備期	1-1-2	新たな感染症が発生した場合は、新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。	厚生労働省	1-1-2	新たな感染症が発生した場合は、新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。
7 ⑧医療	準備期	1-1-3	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型コロナウイルス等の流行初期（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。	厚生労働省	1-1-3	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型コロナウイルス等の流行初期（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。
8 ⑧医療	準備期	1-1-4	発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型コロナウイルス等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。	厚生労働省	1-1-4	発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型コロナウイルス等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。
9 ⑧医療	準備期	1-1-5	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。	厚生労働省	1-1-5	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。
10 ⑧医療	準備期	1-1-6	後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、新型コロナウイルス等以外の患者や新型コロナウイルス等から回復後の患者の受入れを行う。	厚生労働省	1-1-6	後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型コロナウイルス等以外の患者や新型コロナウイルス等から回復後の患者の受入れを行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
11 ⑧医療	準備期	1-1-7	医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、新型コロナウイルス等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。	厚生労働省	1-1-7	医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型コロナウイルス等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。
12 ⑧医療	準備期	1-2	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型コロナウイルス等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省	1-2	① 県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型コロナウイルス等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
13 ⑧医療	準備期	1-2	② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省	1-2	② 県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、医療措置協定に基づく医療提供体制の整備状況等について把握する。
14 ⑧医療	準備期	1-2	③ 都道府県等は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。	厚生労働省	1-2	③ 県等は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について協定を締結した民間宿泊事業者等に事前に周知を行う。
15 ⑧医療	準備期	1-3	① 国は、災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT及び災害支援ナース）の養成・登録を行い、状況を定期的に確認する。	厚生労働省	-	-
16 ⑧医療	準備期	1-3	② 国は、都道府県等や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進し、育成状況を定期的に確認する。	厚生労働省	1-3	① 県等は、国や医療機関と協力して、国が行う研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進する。
17 ⑧医療	準備期	1-3	③ 国は、新型コロナウイルス等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等の策定を行い、医療機関へ周知する。	厚生労働省	-	-
18 ⑧医療	準備期	1-3	④ 都道府県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。	厚生労働省、関係省庁	1-3	② 県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施する。また、協定締結医療機関が研修や訓練を実施した場合、結果を国へ報告する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
19 ⑧医療	準備期	1-3	⑤ JIHSは、国と連携して、特に医療機関や研究機関、検査機関の機能等の向上のため、人材の交流も含め、人材育成や研究開発の支援等を行う。	厚生労働省	-	-
20 ⑧医療	準備期	1-4	国は、新型コロナウイルス等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、都道府県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。	厚生労働省、デジタル庁	1-4	県は、新型コロナウイルス等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、国が行う医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXの推進に協力する。
21 ⑧医療	準備期	1-5	① 国及び都道府県は、新型コロナウイルス等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。	厚生労働省	1-5	① 県は国とともに新型コロナウイルス等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。
22 ⑧医療	準備期	1-5	② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。	厚生労働省	1-5	② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う
23 ⑧医療	準備期	1-6	① 国は、臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法について整理を行い、都道府県へ示す。	厚生労働省、関係省庁	-	-
24 ⑧医療	準備期	1-6	② 都道府県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	厚生労働省、関係省庁	1-6	県は、国から示された方針も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。
25 ⑧医療	準備期	1-7	都道府県は、新型コロナウイルス等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。 また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省、関係省庁	1-7	県は、新型コロナウイルス等が発生した際に対応ができるよう、県感染症対策連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、社会福祉施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整・宿泊療養施設の入所調整の方法、宿泊療養施設の役割や運営方法、既存の地域包括ケアシステムを活用した自宅療養体制の整備、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移手段、社会福祉施設等への医療人材派遣や、社会福祉施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。 また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

目的
(初動期)

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
26	⑧医療	準備期	1-8	① 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	厚生労働省	1-8	① 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
27	⑧医療	準備期	1-8	② 都道府県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。	厚生労働省、関係省庁	1-8	② 県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。
	⑧医療	初動期	(目的)	新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から国民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。 このため、国はJIHSと協力して新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前より、感染症に係る情報収集・分析を行い、速やかに都道府県や医療機関等に提供・共有を行い、都道府県において適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。都道府県は、提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、都道府県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。		(目的)	新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。 このため、新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前より、県は、国やJIHSから提供・共有された感染症に係る情報や適切な医療提供体制確保に係る要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、県内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。
28	⑧医療	初動期	2-1	①国は、JIHSと協力して、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、地方衛生研究所等での検査により得られる情報、都道府県が実務を行う中で入手した情報、研究機関や学術団体等が入手した情報も含め、新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報収集・分析を行い、新型コロナウイルス等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。	統括庁、厚生労働省	2-1	① 県は、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、保健研究センターでの検査により得られる情報、県が実務を行う中で入手した情報について国及びJIHSに提供する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
29 ⑧医療	初動期	2-1	② 都道府県は、国やJIHSから提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。	厚生労働省、統括庁	2-1	② 県は、国やJIHSから提供された新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報収集・分析を行い、新型コロナウイルス等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について医療機関や保健所、消防機関、社会福祉施設等に周知する。
30 ⑧医療	初動期	2-2	① 新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前に、国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。	厚生労働省	-	-
31 ⑧医療	初動期	2-2	② 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。	厚生労働省	2-2	① 県は、新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前に国からの要請を受け、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。
32 ⑧医療	初動期	2-2	③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。	厚生労働省	2-2	② 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。
33 ⑧医療	初動期	2-2	④ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。	厚生労働省	2-2	③ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
34 ⑧医療	初動期	2-2	⑤ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。	厚生労働省	2-2	④ 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。
35 ⑧医療	初動期	2-2	⑥ 国は、都道府県等に対し、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備するよう要請を行う。	厚生労働省	2-2	⑤ 県は、国の要請を受け、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
36 ⑧医療	初動期	2-2	⑦ 国は、都道府県に対し、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行うよう要請する。	厚生労働省	2-2	⑥ 県は、国の要請を受け、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行う。
37 ⑧医療	初動期	2-3	① 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行うよう要請する。	厚生労働省	2-3	① 県は、国の要請を受け、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。
38 ⑧医療	初動期	2-3	② 国は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対しても、住民等に周知を行うよう要請する。	厚生労働省	-	-
39 ⑧医療	初動期	2-3	③ 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。	厚生労働省	2-3	② 県は、国の要請を受け、症例定義に該当する有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。
40 ⑧医療	初動期	2-3	④ 都道府県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。	厚生労働省	2-3	③ 県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
⑧医療	対応期	(目的)	<p>新型コロナウイルス等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型コロナウイルス等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。このため、国は、初動期に引き続き、JIHSと協力して、感染症指定医療機関、地方衛生研究所等、都道府県、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型コロナウイルス等に係る情報収集・分析を行い、都道府県や医療機関等に速やかに提供・共有を行う。都道府県は、提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型コロナウイルス等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。</p> <p>また、国及び都道府県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。</p>		(目的)	<p>新型コロナウイルス等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型コロナウイルス等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。このため、県は、初動期に引き続き、国やJIHSから提供された新型コロナウイルス等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型コロナウイルス等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。</p> <p>また、県は、国と連携し、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。</p>
41 ⑧医療	対応期	3-1	<p>① 国は、初動期に引き続き、JIHSと協力して、感染症指定医療機関、地方衛生研究所等、都道府県、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型コロナウイルス等に関する情報収集・分析を行い、病原性や感染性に応じて変異する新型コロナウイルス等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。</p>	統括庁、厚生労働省	3-1	<p>① 県は、初動期に引き続き、国及びJIHSと協力して、感染症指定医療機関、県、保健研究センター、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型コロナウイルス等に関する情報収集・分析を行い、病原性や感染性に応じて変異する新型コロナウイルス等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、医療機関や県民等に迅速に提供・共有を行う。</p>
42 ⑧医療	対応期	3-1	<p>② 国は、JIHSや感染症指定医療機関、都道府県等から提供される臨床情報や病床使用率等を踏まえ、症例定義や入院基準、濃厚接触者の基準等について、随時見直しを行う。その際、医療従事者に関する濃厚接触者の基準は、医療提供体制の維持の観点等を踏まえ、感染拡大防止のための必要な対応にも留意しつつ、より柔軟に見直すことを検討する。</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
43 ⑧医療	対応期	3-1	③ 都道府県は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	厚生労働省、統括庁	3-1	② 県は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、社会福祉施設等に周知するとともに、国が示した症例定義や入退院基準、濃厚接触者の基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
44 ⑧医療	対応期	3-1	④ 都道府県は、準備期において都道府県連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。	厚生労働省	3-1	③ 県は、準備期において県感染症対策連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。
45 ⑧医療	対応期	3-1	⑤ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	厚生労働省	3-1	④ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たすよう要請する。また、協定締結医療機関に対して、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
46 ⑧医療	対応期	3-1	⑥ 国及び都道府県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。	厚生労働省	3-1	⑤ 国及び県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。
47 ⑧医療	対応期	3-1	⑦ 都道府県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。	厚生労働省	3-1	⑥ 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。
48 ⑧医療	対応期	3-1	⑧ 医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。	厚生労働省	3-1	⑦ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
49 ⑧医療	対応期	3-1	⑨ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて都道府県へ報告を行う。都道府県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。	厚生労働省	3-1	⑧ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて県へ報告を行う。県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。
50 ⑧医療	対応期	3-1	⑩ 都道府県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。	厚生労働省、消防庁	3-1	⑨ 県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。
51 ⑧医療	対応期	3-1	⑪ 都道府県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。	厚生労働省	3-1	⑩ 県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。
52 ⑧医療	対応期	3-1	⑫ 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	厚生労働省	3-1	⑪ 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
53 ⑧医療	対応期	3-1	⑬ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。	厚生労働省	3-1	⑫ 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。
54 ⑧医療	対応期	3-1	⑭ 国及び都道府県は、新型コロナウイルス等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。	厚生労働省	3-1	⑬ 国及び県は、新型コロナウイルス等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。
55 ⑧医療	対応期	3-2-1-1	① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。都道府県はこれに応じた所要の対応を行う。	厚生労働省	3-2-1-1	① 県は、国の要請を受け、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するための所要の対応を行う。
56 ⑧医療	対応期	3-2-1-1	② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。	厚生労働省	3-2-1-1	② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
57 ⑧医療	対応期	3-2-1-1	③ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。	厚生労働省	3-2-1-1	③ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。
58 ⑧医療	対応期	3-2-1-1	④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。	厚生労働省	3-2-1-1	④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。
59 ⑧医療	対応期	3-2-1-1	⑤ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	厚生労働省	3-2-1-1	⑤ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
60 ⑧医療	対応期	3-2-1-1	⑥ 都道府県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時的医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時的医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。	厚生労働省	3-2-1-1	⑥ 県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時的医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時的医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。
61 ⑧医療	対応期	3-2-1-2	① 国は、都道府県等に対して、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行うよう要請する。	厚生労働省	-	-
62 ⑧医療	対応期	3-2-1-2	② 国は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対しても、住民等に周知を行うよう要請する。	厚生労働省	-	-
63 ⑧医療	対応期	3-2-1-2	③ 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。	厚生労働省	3-2-1-2	県等は、国の要請を受け、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、県民等への周知を行う。また、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、県民等への周知を行うなど、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
64 ⑧医療	対応期	3-2-2-1	① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応するよう要請する。	厚生労働省	-	-
65 ⑧医療	対応期	3-2-2-1	② 都道府県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。	厚生労働省	3-2-2-1	① 県は、国の要請を受け、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。
66 ⑧医療	対応期	3-2-2-1	③ 協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	厚生労働省	3-2-2-1	② 協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
67 ⑧医療	対応期	3-2-2-1	④ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	厚生労働省	3-2-2-1	③ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
68 ⑧医療	対応期	3-2-2-1	⑤ 都道府県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、国は、重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を作成して示す。	厚生労働省	3-2-2-1	④ 県は、病床使用率が高くなってきた場合には、国が示す指標を参考に、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。
69 ⑧医療	対応期	3-2-2-1	⑥ 都道府県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。	厚生労働省	3-2-2-1	⑤ 県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
70	⑧医療	対応期	3-2-2-1	⑦ 都道府県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。	厚生労働省	3-2-2-1	⑥ 県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。
71	⑧医療	対応期	3-2-2-2	上記3-2-1-2の取組を継続して行う。	厚生労働省	3-2-2-2	上記3-2-1-2の取組を継続して行う。
72	⑧医療	対応期	3-2-2-3	① 国は、都道府県に対して、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保するよう要請する。	厚生労働省	3-2-2-3	① 県は、国の要請を受けて、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。
73	⑧医療	対応期	3-2-2-3	② 国は、都道府県に対し、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう要請する。一方、感染性が高い場合は、国は、都道府県に対し、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するよう要請するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するよう、入院基準等の見直しを行う。	厚生労働省	3-2-2-3	② 県は、国の要請を受けて、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう要請する。一方、感染性が高い場合は、国の要請を受けて、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、国の入院基準等の見直しを踏まえ、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化する。
74	⑧医療	対応期	3-2-3	① 国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。	厚生労働省	3-2-3	① 県は、国からの要請を受けて、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
75 ⑧医療	対応期	3-2-3	② 国は、都道府県に対して、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するよう要請するとともに、国民等に対して周知する。都道府県は、当該要請に応じて所要の措置を講ずるとともに、市町村と協力して、住民等への周知を行う。	厚生労働省	3-2-3	② 県は、国の要請を受けて、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する。また、市町村と協力して、住民等への周知を行う。
76 ⑧医療	対応期	3-2-4	① ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国は、都道府県等に対して、基本的な感染対策に移行する方針を示す。	統括庁、厚生労働省	-	-
77 ⑧医療	対応期	3-2-4	② 都道府県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。	厚生労働省、統括庁	3-2-4	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針が国より示された場合、県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。
78 ⑧医療	対応期	3-3	新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、国は、JIHS等と協力して、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断し、都道府県等に対して対応方針を示す。	厚生労働省	3-3	県は、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なると国が示した場合は、国の対応方針を踏まえ、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
79 ⑧医療	対応期	3-4	<p>国及び都道府県は、上記3-1及び3-2の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。</p> <p>① 国及び都道府県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。国及び都道府県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。</p>	厚生労働省	3-4	<p>国及び県は、上記3-1及び3-2の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。</p> <p>① 国及び県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。</p>
80 ⑧医療	対応期	3-4	<p>② 都道府県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時的医療施設を設置して医療の提供を行う。</p>	厚生労働省	3-4	<p>② 県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時的医療施設を設置して医療の提供を行う。</p>
81 ⑧医療	対応期	3-4	<p>③ 国及び都道府県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。</p> <p>（ア）第6章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2及び3-1-3の措置を講ずること。</p> <p>（イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。</p> <p>（ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。</p>	統括庁、厚生労働省	3-4	<p>③ 国及び県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。</p> <p>（ア）第6章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2及び3-1-3の措置を講ずること。</p> <p>（イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。</p> <p>（ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	準備期	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。</p> <p>国は、新型コロナウイルス等の発生時に、速やかに治療薬を治療法とともに提供できるための準備を行う。治療薬については、新型コロナウイルス等の発生時に有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることを目指し、感染症危機対応医薬品等の対象とする重点感染症の指定を行い、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開発を推進し、活用に至る一連のエコシステムの構築のための支援について整理を進め、実施する。</p>	-	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。平時からそのための体制作りを行うことについて、県は国に協力する。</p> <p>県は、治療薬について、新型コロナウイルス等の発生時に有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることを目指して国が実施する研究開発の推進等に協力する。</p>
1	準備期	1-1	① 国は、JIHSと連携して、危機管理の観点から、感染症危機対応医薬品を国内で利用できるようにすることが必要な感染症について、分析や評価を行い、重点感染症に指定する。	厚生労働省	-	-
2	準備期	1-1	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	-	-
3	準備期	1-1	③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	-	-
4	準備期	1-2-1	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新しい技術の活用を含め、感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進し、支援する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
5	準備期	1-2-1	② 国は、対象となる重点感染症の考え方やリストの更新を行う等、未知の感染症を含む重点感染症の研究開発の方向性について必要に応じた見直しを行う。開発する治療薬の市場性や意義を考慮し、開発段階に応じた達成すべき目標と、目標達成ごとの対応方針を設ける等、研究開発の方針及び目標を示す。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
6	⑨治療薬・治療法 準備期	1-2-2	① 国は、新型コロナウイルス等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
7	⑨治療薬・治療法 準備期	1-2-2	② 国は、JIHSを中心として、都道府県から指定された感染症指定医療機関と連携した臨床情報、検体及び病原体を管理・集約できる体制を構築する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
8	⑨治療薬・治療法 準備期	1-2-2	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型コロナウイルス等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	1-1-1	県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、県内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。
9	⑨治療薬・治療法 準備期	1-2-3	① 国は、AMED及びJIHSと連携し、重点感染症に関する治療薬・治療法について、研究開発基盤を整備するとともに、平時から治験薬製造等に関する体制の整備や人材育成・確保等の長期的かつ戦略的な研究開発支援に取り組む。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
10	⑨治療薬・治療法 準備期	1-2-3	② 平時においては市場の需要がない治療薬・治療法の研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出せるよう研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、そのような治療薬・治療法の治験を行う場合には感染症の発生時期や規模等が予測できず、各年度の必要となる開発費用が見込みがたい。このため、国は、上市後の市場性を確保し、平時からの研究開発を推進することで、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築し、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援と公衆衛生対策のための医薬品確保を行う。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
11	⑨治療薬・治療法 準備期	1-2-3	③ 国は、プル型研究開発支援について、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における公衆衛生上の買上げや備蓄の必要性、海外におけるニーズ等も総合的に検討し、プル型研究開発支援の適切な在り方について検討を進め、結論を得る。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
12 ⑨治療薬・治療法	準備期	1-2-3	④ 国及びJIHSは、関係機関と連携し、研究開発を推進する上で必要となる霊長類等の実験動物を安定的に確保するための方策について検討し、実施する。また、大型の霊長類を含む実験動物を扱った非臨床試験を実施することのできる設備や人材を整備・確保するための方策についても検討し、実施する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
13 ⑨治療薬・治療法	準備期	1-2-4	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	-	-
14 ⑨治療薬・治療法	準備期	1-2-4	② JIHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究の実施に資する助言を国に行う。	厚生労働省	-	-
15 ⑨治療薬・治療法	準備期	1-2-4	③ 国は、応用開発段階にある治療薬・治療法については、平時においては市場の需要がないことから、上市の実現や上市後の市場性の確保のための支援策について検討・実施することで事業としての予見性の確保に努める。	厚生労働省	-	-
16 ⑨治療薬・治療法	準備期	1-2-5	国及びJIHSは、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び都道府県等は大学等の研究機関を支援する。 また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。	厚生労働省、文部科学省	1-1-2	県は、国及びJIHSが育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。
17 ⑨治療薬・治療法	準備期	1-2-6	国及びJIHSは、臨床情報やゲノム情報、検体等が速やかに共有され、治療薬の研究開発や治療法の確立に資するよう、情報の入力自動化・省力化や情報の一元化やデータベース連携等、DXを推進する。特に治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、電子カルテから情報を抽出する等、DXにより迅速な対応ができるよう、体制を構築する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
18	⑨治療薬・治療法	準備期	1-3	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型コロナウイルス等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省	-	-
19	⑨治療薬・治療法	準備期	1-4-1	① 国及びJIHSは、新型コロナウイルス等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	厚生労働省	-	-
20	⑨治療薬・治療法	準備期	1-4-1	② 都道府県は、新型コロナウイルス等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省	1-2-1	県は、新型コロナウイルス等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。
21	⑨治療薬・治療法	準備期	1-4-2	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省	-	-
22	⑨治療薬・治療法	準備期	1-4-2	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	厚生労働省、経済産業省	-	-
23	⑨治療薬・治療法	準備期	1-4-2	③ 国は、治療薬の確保に関する国際的な連携・協力体制について調整を行う。	厚生労働省、外務省	-	-
24	⑨治療薬・治療法	準備期	1-4-3	① 国は、国内外の感染症危機対応医薬品のうち感染症危機管理の観点から国による確保が必要なものについて、その特性を踏まえ、必要な量の備蓄を行う。備蓄に当たっては、必要な医薬品の開発状況や感染症の発生状況等の情報を総合的に勘案し、備蓄量や時期を判断する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
25 ㊟治療薬・治療法	準備期	1-4-3	㊟ 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。	厚生労働省	1-2-2	県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。
26 ㊟治療薬・治療法	準備期	1-4-3	㊟ 国は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄薬全体に対する割合を含め、備蓄の要否を検討する。	厚生労働省	-	-
27 ㊟治療薬・治療法	準備期	1-4-3	㊟ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型コロナウイルスの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	厚生労働省	-	-
28 ㊟治療薬・治療法	準備期	1-4-3	㊟ 国は、現地の法制度等を踏まえつつ、必要に応じ、在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。	外務省	-	-
29 ㊟治療薬・治療法	準備期	1-4-3	㊟ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省	-	-
30 ㊟治療薬・治療法	準備期	1-4-3	㊟ 国は、備蓄した治療薬について、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄分を含め備蓄量の把握を行う。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)	⑨治療薬・治療法	初動期	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行う。</p> <p>国及びJIHSは、AMEDと連携し、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行する。国は、発生した新型コロナウイルス等について、速やかに重点感染症への指定を行い、感染症危機対応医薬品等の開発を進める国際的な動向を注視しながら、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、治療薬の迅速な承認から生産、配分、流通管理等に至るまで、一連の取組を進める。</p>	-	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、国が準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行うに当たり、県は国に協力して対応する。</p>
31	⑨治療薬・治療法	初動期	2-1	<p>国及びJIHSは、AMEDと連携し、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行する。国は、発生した新型コロナウイルス等について、速やかに重点感染症への指定を行い、感染症危機対応医薬品等の開発を進める国際的な動向を注視しながら、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、治療薬の迅速な承認から生産、配分、流通管理等に至るまで、一連の取組を進める。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	2-1	<p>県は、発生した新型コロナウイルス等に関する治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報等に関する情報について、国及びJIHSから提供される知見を、医療機関等の関係機関に共有する。</p>
32	⑨治療薬・治療法	初動期	2-2	<p>国は、JIHSやAMED等と連携し、発生した新型コロナウイルス等の治療薬・治療法の研究開発方針や治療薬の確保方針について随時検討を行う。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
33	⑨治療薬・治療法	初動期	2-3-1	<p>国及びJIHSは、治療薬・治療法の開発を推進するため、国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う製薬関係企業や研究機関等の関係機関に対し分与・提供する。</p>	厚生労働省、外務省、文部科学省	-	-
34	⑨治療薬・治療法	初動期	2-3-2	<p>国及びJIHSは、AMEDと連携し、新たな治療薬・治療法の研究開発のため、国内外の関係機関と連携し、準備期において構築した重点感染症に対する研究開発基盤等を活用し、早期の臨床応用を目指し、基礎研究及び橋渡し研究を迅速に実施する。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	-	-
35	⑨治療薬・治療法	初動期	2-3-3	<p>国及びJIHSは、製薬関係企業や医療機関等とも連携し、準備期に構築した臨床研究等の実施に資する体制や人材を活用し、国内外で必要な臨床研究等を迅速に開始するとともに、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する科学的知見の収集や共有を図る。</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
36	⑨治療薬・治療法	初動期	2-3-4	① 国及びJIHSは、AMEDやPMDAを含む関係機関と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の振興や、国産試薬の開発、国内製造の支援、創業ベンチャーによる開発を含め迅速な研究開発の推進及び早期実用化のための必要な支援を実施する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	-	-
37	⑨治療薬・治療法	初動期	2-3-4	② JIHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。	厚生労働省	-	-
38	⑨治療薬・治療法	初動期	2-3-4	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、製薬関係企業等に対し、既存の治療薬や化合物、開発シーズの新型コロナウイルス等に対する有効性等の検証を速やかに行うよう要請するとともに、必要に応じて、研究開発の支援を行う。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
39	⑨治療薬・治療法	初動期	2-4	国は、研究開発された医薬品や医療機器等の早期確保のため、緊急承認 や特例承認 の実施可能性の検討等を開始する。	厚生労働省	-	-
40	⑨治療薬・治療法	初動期	2-5-1	国及びJIHSは、大学等の研究機関や製薬関係企業等と連携し、既存の治療薬の新型コロナウイルス等に対する有効性等の検証を速やかに行うとともに、流行初期における診療指針の策定を図る。その際に、必要に応じて、準備期に構築した研究開発体制を活用し、治療薬の有効性等の精査を行う。	厚生労働省	-	-
41	⑨治療薬・治療法	初動期	2-5-2	国及びJIHSは、新型コロナウイルス等の診断・治療に資する情報等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有する。（厚生労働省） 都道府県は、新型コロナウイルス等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。	厚生労働省	2-2-1	県は、新型コロナウイルス等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
42	⑨治療薬・治療法 初動期	2-5-3	国は、既存の治療薬が新型コロナウイルス等の治療に有効であることが判明した場合や新しく治療薬が開発された場合、国際的な連携・協力体制の活用を含め、必要量の確保に努める。また、国内で製造が可能な治療薬については、国内の製造拠点において増産を行う。	厚生労働省、経済産業省	-	-
43	⑨治療薬・治療法 初動期	2-5-4	国は、供給量に制限がある治療薬について、流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等について整理した上で、都道府県等と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。	厚生労働省	2-2-2	県等は、供給量に制限がある治療薬について、流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等についての国の整理を基に、国と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。
44	⑨治療薬・治療法 初動期	2-5-5	国は、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型コロナウイルス等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。	厚生労働省	2-2-3	県等は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型コロナウイルス等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。
45	⑨治療薬・治療法 初動期	2-5-6	国は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化の支援を行う。また、対症療法薬の適正な流通を指導する。	厚生労働省	-	-
46	⑨治療薬・治療法 初動期	2-6	① 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。	厚生労働省	2-3	① 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。
47	⑨治療薬・治療法 初動期	2-6	② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。	厚生労働省	2-3	② 県等は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
48	⑨治療薬・治療法 初動期	2-6	③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型コロナウイルスの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。	厚生労働省	2-3	③ 県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型コロナウイルスの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。
49	⑨治療薬・治療法 初動期	2-6	④ 国は、国内での感染拡大に備え、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	厚生労働省	2-3	④ 県等は、県内での感染拡大に備え、国と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
50	⑨治療薬・治療法	初動期	2-6	⑤ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	厚生労働省	-	-
目的 (対応期)	⑨治療薬・治療法	対応期	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を開発し、承認及び確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。</p> <p>国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の迅速な研究開発を推進するとともに、その普及に努める。</p>	-	(目的)	<p>新型コロナウイルス等の発生時に、県等は、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。</p>
51	⑨治療薬・治療法	対応期	3-1	<p>国は、新型コロナウイルス等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な研究開発や治療薬の確保を含め、以下の対応を行う。</p>	-	3-1	<p>県は、新型コロナウイルス等の発生により、県民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、以下の対応を行う。</p>
52	⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-1	<p>国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型コロナウイルス等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	3-1-1	<p>県は、発生した新型コロナウイルス等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報について、国及びJIHSから提供があった場合、医療機関等の関係機関と共有する。</p>
53	⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-2	<p>国は、JIHSやAMED、PMDA等と連携し、発生した新型コロナウイルス等の治療薬・治療法の研究開発や確保の方針について随時検討を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>また、国は、発生した新型コロナウイルス等について、こども、妊産婦、高齢者、特定の既往症や合併症を有する者等の重症化リスクの高い特定のグループを同定した場合は、PMDAと連携し、特にそれらのグループを対象とした治療薬等の開発を優先的に推進するよう、大学等の研究機関や製薬関係企業等に対し必要な支援等を行う。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
54	対応期	3-1-3	<p>国は、研究開発を更に推進するためのプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援の方法を検討・実行し、新型コロナウイルス等に対する治療薬・治療法について、AMED等を通じた研究開発を推進するとともに、開発企業に対する研究開発段階から薬事承認、実用化に至るまで、実用化が見込まれる治療薬への伴走型支援を始めとする必要な支援等を行う。</p> <p>国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の開発に際して臨床試験の実施に係る支援を行う。</p>	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	-	-
55	対応期	3-1-4	<p>国は、国内外で新型コロナウイルス等に対する既存の治療薬の適応拡大や有効な治療薬の開発の可能性を踏まえ、国内外の関係機関等と治療薬の確保及び供給に係る調整を行う。</p> <p>さらに、国は、それらの治療薬について、速やかに使用可能となるよう、緊急承認や特例承認等の仕組みの適用可否について速やかに検討を行うとともに、必要に応じて、国として薬事承認前から国内外の製薬関係企業との購入契約締結等の調達に向けた調整を行う。</p>	厚生労働省、外務省、経済産業省	-	-
56	対応期	3-1-5	<p>国は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化のための調整及び支援を行う。</p>	厚生労働省、経済産業省	-	-
57	対応期	3-1-6-1	<p>国及びJIHSは、既存の治療薬・対症療法薬や開発・承認された治療薬を用いた治療法の確立に資するよう、得られた知見を整理し、JIHS又は関係学会等による科学的知見の共有や適正な使用を含めた診療指針の策定や見直しを支援する。</p>	厚生労働省	-	-
58	対応期	3-1-6-2	<p>国及びJIHSは、治療薬・治療法の有効性及び安全性に関する情報の収集に努め、治療法のエビデンスレベルの向上に努める。特に特例承認や緊急承認された治療薬については国内邦人での使用実績が少ないこと等を踏まえ副作用の発生状況等の把握に努める。また、必要に応じ診療指針の改定等に必要な支援を検討する。治療薬による副作用被害が発生している場合は、関係機関と連携し、副作用被害に対する救済措置を適切に実施する。</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
59 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-6-3	国は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供する。	厚生労働省	3-1-2-1	県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、県民等に対して迅速に提供する。
60 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-6-4	国は、医療機関や薬局及びその周辺において、国民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察を指導・調整する。	警察庁	3-1-2-2	県警察は、国の指導・調整により、医療機関や薬局及びその周辺において、県民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行う。
61 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-6-5	① 国は、引き続き、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導する。	厚生労働省	3-1-2-3	① 県等は、引き続き、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導する。
62 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-6-5	② 国は、対症療法薬についても、適切に使用するよう要請するとともに、それらの流通状況を調査し、適正な流通を指導する。	厚生労働省	-	-
63 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-6-5	③ 国は、患者数が減少した段階においては、必要に応じ、製薬関係企業等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行う。また、国及び都道府県は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。	厚生労働省	3-1-2-3	② 患者数が減少した段階において、県は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。
64 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-6-5	④ 国及び都道府県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。	厚生労働省	3-1-2-3	③ 県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。
65 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-7	国は、JIHSや関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。	厚生労働省	3-1-3	県は国、JIHSや関係学会等から提供された、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後、合併症に対する治療法等についての知見について、必要に応じて、市町村や医療機関、県民等に対して周知する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
66 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-8	① 国は、国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認するとともに、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。	厚生労働省	3-1-4	① 県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握に協力し、また、県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況についての国の調査にも協力し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認する。また、必要に応じ、国備蓄分の配分等について、国に要請する。あわせて、医療機関等の要請に応じて、県備蓄分を配分する等の調整を行う。
67 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-8	② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。	厚生労働省	3-1-4	② 県等は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の決定を医療機関に周知する。
68 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-1-8	③ 国及び都道府県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。	厚生労働省	3-1-4	③ 県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。
69 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-2	国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等の感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、以下の対応を行う。	厚生労働省	-	-
70 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-2-1	国は、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮して治療薬の確保や流通管理に関する体制等の緩和について検討し、必要に応じて、対症療法薬の増産の要請等 及び生産体制の強化の支援等を行う。また、重症化リスクの高い特定のグループに対して、必要な治療が提供されるよう重点的な対策を行う。	厚生労働省	-	-
71 ⑨治療薬・治療法	対応期	3-2-2	国は、病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合等、リスクが更に増加する可能性もあるため、引き続き情報収集や分析等を行い、状況に応じた対応を行う。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	⑩検査 準備期	(目的)	<p>患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。</p> <p>検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に都道府県等の予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、JIHSや地方衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。</p>	—	(目的)	<p>患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。</p> <p>検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に県等の予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、JIHSや保健研究センターのほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。</p>
			① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省	① 県は、国と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための体制を整える。	

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
2 ⑩検査	準備期	1-1	② JIHSは、地方衛生研究所等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深めるとともに、民間検査機関等も含めた国内の検査実施機関における検査体制の強化を支援する体制を構築する。また、地方衛生研究所等と検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。	厚生労働省	1-1	② 保健研究センターは、JIHSと試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深める。また、保健研究センターはJIHSと検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。
3 ⑩検査	準備期	1-1	③ 都道府県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。	厚生労働省	1-1	③ 県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。
4 ⑩検査	準備期	1-1	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省、関係省庁	1-1	④ 保健研究センターは、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、県等は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。
5 ⑩検査	準備期	1-1	⑤ 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	厚生労働省	1-1	⑤ 県等は、予防計画に基づき、保健研究センターや検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。
6 ⑩検査	準備期	1-1	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に検査体制を整備するため、新型コロナ対応で確保したPCR検査能力等を一定程度維持することを目指し、感染症サーベイランスを強化し、検査実施能力の確保と検査機器の維持管理に取り組む。また、国はJIHSと協力して、検査体制を整備するために必要な人材の育成に資する技術研修を実施し、検査の精度管理を充実し、検査機関における検査精度を担保する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
7 ⑩検査	準備期	1-2	① 国は、JIHSと連携し、有事に円滑に検査体制が構築できるよう、地方衛生研究所等、検査等措置協定締結機関等が参加する訓練等を実施する。都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	厚生労働省、関係省庁	1-2	① 県等は、予防計画に基づき、保健研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。保健研究センターや検査等措置協定締結機関等は、有事に円滑に検査体制を構築するため、国がJIHSと連携して実施する研修や訓練等を活用し、協力して検査体制の維持に努める。
8 ⑩検査	準備期	1-2	② 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、都道府県等の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	厚生労働省、関係省庁	1-2	② 保健研究センター及び検査等措置協定締結機関等は、県等の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
9 ⑩検査	準備期	1-2	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省、関係省庁	1-2	③ 県等及び保健研究センターは、JIHSが、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携して実施する、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練に協力及び参加する。
10 ⑩検査	準備期	1-2	④ 国は、関係団体と連携し、検体採取部位によっては検体採取を行う者の職種が限られることから、歯科医師を対象とした検体採取の技術研修等を実施する。	厚生労働省	-	-
11 ⑩検査	準備期	1-3	国は、JIHS、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等と連携し、有事において、検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保を行う。その際、有事における業務負荷を軽減できるよう、DXの推進により、自動化、効率化されたシステムを構築する。	厚生労働省	-	-
12 ⑩検査	準備期	1-4-1	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症危機対応医薬品等の利用可能性を確保するための重点感染症の指定、研究開発の推進、利活用体制の確保に至る一連のエコシステムの構築のための検討を進める。また、新たな検査診断技術の研究を推進し、有効性が示される場合には、新型インフルエンザ等への対策として導入し普及させることを念頭に置く。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
13 ⑩検査	準備期	1-4-1	② 国及びJIHSは、都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等と連携し、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の開発の方針を整理する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
14 ⑩検査	準備期	1-4-1	③ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生に備え、PCR検査等の分子診断技術、ゲノム解析、血清学的検査、迅速検査キット等の既存の技術に加え、新たな検査診断技術について研究開発を促進する。	厚生労働省	-	-
15 ⑩検査	準備期	1-4-2	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	-	-
16 ⑩検査	準備期	1-4-3	① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等の検査診断技術の研究開発及び国内製造の促進を目的とする研究開発企業の育成や振興の支援等を行う。	厚生労働省、経済産業省	-	-
17 ⑩検査	準備期	1-4-3	② 国は、JIHSやAMEDと連携し、診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発のための研究課題の設定、研究資金の調達や戦略性を持った研究費の分配等を実施する。JIHSは、戦略性を持った研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
18 ⑩検査	準備期	1-4-4	① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。	厚生労働省、関係省庁	-	-
19 ⑩検査	準備期	1-4-4	② 国は、診断薬等を早期に開発・製造し流通させるため、新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続を迅速化する方法について整理し、必要な対応を行う。	厚生労働省、関係省庁	-	-
20 ⑩検査	準備期	1-4-4	③ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省	1-3-1	県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。
21 ⑩検査	準備期	1-4-4	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、経済産業省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)	22 ⑩検査	準備期	1-5	国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。	厚生労働省	1-4	県は、国が整理した検査実施の基本的な考え方を示す検査実施の方針を踏まえ、有事に備える。
	⑩検査	初動期	(目的)	新型インフルエンザ等の発生時に、海外で発生した段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法を確立するとともに、検査体制を早期に整備することを目指す。 国内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。	-	(目的)	県等は国と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備することを目指す。 国内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。
	23 ⑩検査	初動期	2-1	① 国は、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、都道府県等に対し、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備するよう要請を行い、必要に応じて支援を行う。また、準備期の準備に基づき、検査に必要となる予算・人員を確保し、必要に応じて研修等を実施し、更なる人員確保を図る。	厚生労働省	-	-
	24 ⑩検査	初動期	2-1	② 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。	厚生労働省	2-1	県等は、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づき、保健研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。
	25 ⑩検査	初動期	2-1	③ 国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。	厚生労働省、経済産業省	-	-
	26 ⑩検査	初動期	2-1	④ 国は、国内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
	27 ⑩検査	初動期	2-1	⑤ 国は、JIHSと連携し、水際対策の強化に伴い、検査所等でPCR検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検査所等が保有する検査機器が活用できる体制を整備する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
28 ⑩検査	初動期	2-1	⑥ 国は、JIHSと協力し、海外における情報も含めて、幅広く新型インフルエンザ等に関する情報の収集を行い、入手した情報を基に検査体制を拡充する。	厚生労働省、外務省	-	-
29 ⑩検査	初動期	2-2	① 国は、JIHSと連携し、海外で新型インフルエンザ等が発生している場合は、速やかに検体や病原体の入手に努め、入手した検体を基に病原体の検出手法を確立するとともに、病原体情報を公表する。また、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。	厚生労働省、外務省	-	-
30 ⑩検査	初動期	2-2	② JIHSは、海外から検体や病原体を速やかに入手するとともに、検疫所や国内で採取された検体を収集し病原体を確保し、検査試薬の開発及び検査マニュアルの作成を行う。	厚生労働省、外務省	-	-
31 ⑩検査	初動期	2-2	③ 国は、JIHSと連携し、既存の診断薬・検査機器等の活用可否を検討し判断するとともに、検査試薬及び検査マニュアルを速やかに地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等に配布する等の技術的支援を行う。	厚生労働省	-	-
32 ⑩検査	初動期	2-2	④ 国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発能力を有する研究機関や検査機関、民間検査機関等と協力の上、速やかにPCR検査等の最適で汎用性の高い検査方法の開発を行い、臨床研究により評価を行うとともに、検査の使用方法について取りまとめ、医療機関等に情報提供・共有する。	厚生労働省	-	-
33 ⑩検査	初動期	2-3	① 国は、検査診断技術の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有に努める。	厚生労働省	-	-
34 ⑩検査	初動期	2-3	② JIHSは、国と連携し、検体から速やかに病原体を分離し、適切な病原体管理が可能な研究開発企業や研究機関、学会等の関係機関からの研究開発目的での要望に対し分与・提供する。	厚生労働省	-	-
35 ⑩検査	初動期	2-3	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、準備期に構築した都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等との連携やネットワークを活用し、作製した感染症検体パネルを提供する等、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに検査診断技術の研究開発を行うとともに、開発した検査診断技術について品質の担保を含めた評価を行う。また、各種検査方法について指針を取りまとめ、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等に情報を提供・共有する。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
36 ⑩検査	初動期	2-3	④ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省	2-2	県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。
37 ⑩検査	初動期	2-3	⑤ 国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。薬事承認を取得した診断薬・検査機器等の情報を、その使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。	厚生労働省	-	-
38 ⑩検査	初動期	2-4	国は、国外で新型インフルエンザ等に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ等以外の通常医療の診断薬・検査機器等が不足するおそれがある場合には、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。	厚生労働省、外務省、経済産業省	-	-
39 ⑩検査	初動期	2-5	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、準備期において整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省	2-3	県等は、国及びJIHSと連携し、準備期において国が整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、国が、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施した上で検査実施の方針を決定し、また段階的に同方針を見直すのに伴い、流行状況や国が実施したリスク評価に基づき示された検査の目的や、検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。
40 ⑩検査	初動期	2-5	② 国は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活を維持することを目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの開発も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (対応期)	⑩検査	対応期	(目的)	<p>全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。</p> <p>初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。</p>	-	(目的)	<p>県等は、全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。</p> <p>初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。</p>
41	⑩検査	対応期	3-1	<p>① 国は、予防計画に基づき、都道府県等から、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び検査実施数について定期的な報告を受けた上で、必要に応じて検査体制を拡充するよう要請を行い、必要に応じて支援を行うとともに、検査に必要な予算及び人員の見直し並びに確保を行う。</p>	厚生労働省	-	-
42	⑩検査	対応期	3-1	<p>② 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。</p>	厚生労働省	3-1	<p>県等は、予防計画に基づき、保健研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。また、国から検査体制を拡充するよう要請があった場合、必要に応じて国から支援を受け、検査に必要な予算及び人員の見直し並びに確保を行う。</p>
43	⑩検査	対応期	3-1	<p>③ 国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。</p>	厚生労働省、経済産業省	-	-
44	⑩検査	対応期	3-1	<p>④ 国は、検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて追加的に運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断し、必要な対応を行う。</p>	厚生労働省、関係省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
45 ⑩検査	対応期	3-1	⑤ 国は、JIHSと協力し、国内外の検査体制に係る情報を収集するとともに、必要に応じて国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しを行う。	厚生労働省、外務省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
46 ⑩検査	対応期	3-2	① 国及びJIHSは、AMEDや官民の研究機関と連携し、準備期に構築した検査関係機関等との連携やネットワークを活用し、臨床研究を推進し、検査方法の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有を図る。	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	-	-
47 ⑩検査	対応期	3-2	② 国は、JIHSと連携し、国内で検査方法が開発された場合は、開発された検査方法の臨床試験の実施に係る支援を行う。	厚生労働省	-	-
48 ⑩検査	対応期	3-2	③ 国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。	厚生労働省	-	-
49 ⑩検査	対応期	3-2	④ 国は、JIHSと連携し、臨床試験により診断薬・検査機器等の評価を速やかに行い、薬事承認を取得した迅速検査キットや抗体検査等の診断薬・検査機器等についてその使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。	厚生労働省	-	-
50 ⑩検査	対応期	3-2	⑤ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省	3-2	県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。
51 ⑩検査	対応期	3-2	⑥ 国は、医療機関を含む検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査物資の確保状況や流通状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を要請するとともに、買取保証についても検討し、検査物資の確保に努める。	厚生労働省、経済産業省	-	-
52 ⑩検査	対応期	3-2	⑦ 国及びJIHSは、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図る。	厚生労働省	-	-
53 ⑩検査	対応期	3-3	国は、JIHSと連携し、薬事承認を得ていない検査方法が活用されている場合は、これらの検査精度に関する情報の収集に努め、課題が認められる場合には、必要に応じて、当該検査方法の精度等の改善に係る指導や販売の中止の要請を行うほか、法令に違反する表示に対しては、表示の改善の指導等を行う。	厚生労働省、消費者庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
54 ⑩検査	対応期	3-4	国は、国外で新型インフルエンザ等に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ等以外の通常医療の診断薬・検査機器等が不足するおそれがある場合には、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。	厚生労働省、外務省、経済産業省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
55 ⑩検査	対応期	3-5	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省	3-3	県等は、国及びJIHSと連携し、国が、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施した上で検査実施の方針を決定し、また段階的に同方針を見直すのに伴い、流行状況やリスク評価に基づき示された検査の目的や、検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。
56 ⑩検査	対応期	3-5	② 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、段階的に検査実施の方針の見直し等を検討し判断する。	厚生労働省	-	-
57 ⑩検査	対応期	3-5	③ 国は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活の維持を目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの活用も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	①保健	準備期	(目的)	<p>感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、地方衛生研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。</p> <p>都道府県等は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や地方衛生研究所等がその機能を果たすことができるようにする。</p> <p>その際、都道府県等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。</p> <p>また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。</p>	-	(目的)	<p>感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、保健研究センターは地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。</p> <p>県等は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や保健研究センターがその機能を果たすことができるようにする。</p> <p>その際、県等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。</p> <p>また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。</p>
1	①保健	準備期	1-1	① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣 の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。	厚生労働省、統括庁	-	-
2	①保健	準備期	1-1	② 都道府県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。	厚生労働省	1-1	① 県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。
3	①保健	準備期	1-1	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	厚生労働省	1-1	② 県等は、保健所における流行開始（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
4 ⑩保健	準備期	1-2	① 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認するよう要請し、都道府県等は感染症有事体制の状況を毎年度確認する。	厚生労働省	1-2	① 県等は、国の要請を受け、予防計画に定める感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認する。
5 ⑩保健	準備期	1-2	② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している医療機関、民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省	1-2	② 県等は、予防計画に定める保健研究センターや検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認し、国に報告するとともに、保健研究センターや検査等措置協定を締結している医療機関、民間検査機関等による検査体制（検査の実施能力）の確保等を行う。
6 ⑩保健	準備期	1-2	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省	1-2	③ 県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。保健研究センターにおいても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における県等、保健所及び保健研究センターの業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。
7 ⑩保健	準備期	1-3-1	① 国は、都道府県等に対し、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施するよう要請する。	厚生労働省	1-3-1	① 県等は、国の要請も踏まえ、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。
8 ⑩保健	準備期	1-3-1	② 国は、都道府県等やJIHS等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。	厚生労働省	1-3-1	② 県等は、国やJIHS等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」への職員派遣による疫学専門家等の養成及び同コースとの連携の推進、IHEAT要員に係る研修等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。
9 ⑩保健	準備期	1-3-1	③ 都道府県等は、管内の保健所や地方衛生研究所等の人材育成を支援する。	厚生労働省	1-3-1	③ 県は、県内の保健所や保健研究センターの人材育成を支援する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
10 ①保健	準備期	1-3-1	④ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努める。また、保健所や地方衛生研究所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。	厚生労働省、関係省庁	1-3-1	④ 県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や保健研究センターの人材育成に努める。また、保健所や保健研究センターを含め、感染症指定医療機関との役割分担及び連携により、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。
11 ①保健	準備期	1-3-1	⑤ 都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。	統括庁、厚生労働省、関係省庁	1-3-1	⑤ 県等は、保健所や保健研究センターに加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。
12 ①保健	準備期	1-3-2	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性をとる。	厚生労働省、関係省庁	1-3-2	県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や保健研究センターのみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 また、県感染症対策連携協議会等においては、入院調整・宿泊療養施設の入所調整の方法、宿泊療養施設の役割や運営方法、既存の地域包括ケアシステムを活用した自宅療養体制の整備、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議する。その結果を踏まえ、必要に応じて県等が予防計画を変更する際には、県等が作成する行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び保健研究センターが作成する健康危機対処計画と整合性をとる。
13 ①保健	準備期	1-3-2	その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省、関係省庁	1-3-2	その際、県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
14 ⑩保健	準備期	1-3-2	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床の逼迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省、関係省庁	1-3-2	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床の逼迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施やパルスオキシメーター等の物品の支給、宿泊施設の確保等が必要となるため、県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
15 ⑩保健	準備期	1-4	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省	1-4	① 県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や保健研究センターにおける交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。
16 ⑩保健	準備期	1-4	② 保健所は、平時から新型コロナウイルス等の発生等、感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対応計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。	厚生労働省	1-4	② 保健所は、平時から新型コロナウイルス等の発生等、感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対応計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。
17 ⑩保健	準備期	1-4	③ JIHSは、地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。	厚生労働省	-	-
18 ⑩保健	準備期	1-4	④ 地方衛生研究所等は、健康危機対応計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省	1-4	③ 保健研究センターは、健康危機対応計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
19 ⑩保健	準備期	1-4	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	厚生労働省	1-4	④ 保健研究センター及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。
20 ⑩保健	準備期	1-4	⑥ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から都道府県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	厚生労働省、関係省庁	1-4	⑤ 保健研究センター及び検査等措置協定締結機関等は、平時から県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
21 ⑩保健	準備期	1-4	⑦ JIHSは、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
22 ⑩保健	準備期	1-4	⑧ 国、JIHS、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。	厚生労働省	1-4	⑥ 国、JIHS、県等、保健所及び保健研究センターは、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。
23 ⑩保健	準備期	1-4	⑨ 国、都道府県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。	厚生労働省	1-4	⑦ 国、県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。
24 ⑩保健	準備期	1-4	⑩ 国、都道府県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。	厚生労働省、農林水産省、環境省	1-4	⑧ 国、県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
25 ⑩保健	準備期	1-4	⑩ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省	1-4	⑨ 県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
26 ⑩保健	準備期	1-5	国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。	厚生労働省	-	-
27 ⑩保健	準備期	1-6	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。	統括庁、厚生労働省	-	-
28 ⑩保健	準備期	1-6	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	統括庁、厚生労働省	1-5	① 県等は、平時において国から提供された情報（感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策の情報等）や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
29 ⑩保健	準備期	1-6	③ 都道府県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法を整理する。	統括庁、厚生労働省	1-5	① 県は、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、保健研究センターでの検査により得られる情報、県が実務を行う中で入手した情報について国及びJIHSに提供する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
30	①保健	準備期	1-6	④ 都道府県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	1-5	③ 県等は、市町村と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、その家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
31	①保健	準備期	1-6	⑤ 都道府県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	厚生労働省	1-5	④ 県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
32	①保健	準備期	1-6	⑥ 保健所は、地方衛生研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。	厚生労働省	1-5	⑤ 保健所は、保健研究センターと連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。
	①保健	初動期	(目的)		—	(目的)	<p>初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。</p> <p>都道府県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。</p> <p>また、住民に対しても、新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
33 ①保健	初動期	2-1	<p>① 国は、都道府県等に対し、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行うよう、要請や助言を行う。（厚生労働省）</p> <p>（ア） 医師の届出 等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導 等）</p> <p>（イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握</p> <p>（ウ） IHEAT要員に対する都道府県等が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請</p> <p>（エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化</p> <p>（オ） 地方衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備</p>	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
34 ①保健	初動期	2-1	② 都道府県等は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、都道府県等の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。	厚生労働省	2-1	① 県等は、(ア) から (オ) までの国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健研究センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、県等の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。 (ア) 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等） (イ) 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握 (ウ) IHEAT要員に対する県等が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請 (エ) 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化 (オ) 保健研究センター、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備
35 ①保健	初動期	2-1	③ 国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに感染症患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
36	⑩保健	初動期	2-1	④ 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。	厚生労働省	2-1	② 県は、国の要請を受け、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。
37	⑩保健	初動期	2-1	⑤ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。	厚生労働省	2-1	③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。
38	⑩保健	初動期	2-1	⑥ 都道府県等は、JIHSによる地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。	厚生労働省	2-1	④ 県等は、JIHSによる保健研究センターへの技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。
39	⑩保健	初動期	2-1	⑦ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。	厚生労働省	2-1	⑤ 保健研究センターは、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。
40	⑩保健	初動期	2-1	⑧ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省	2-1	⑥ 県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
41 ①保健	初動期	2-2	① 国は、JIHSと協力し、国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況を迅速に把握するとともに、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等、都道府県等が住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報提供・共有を行うことで、都道府県等を支援する。	厚生労働省、統括庁	2-2	① 県等は、国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の特徴や有効な感染防止対策等の情報について国から提供を受け、それについて県民等に対してリスクコミュニケーション等を行う。
42 ①保健	初動期	2-2	② 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを速やかに整備するよう要請する。	厚生労働省	-	-
43 ①保健	初動期	2-2	③ 都道府県等は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。	厚生労働省	2-2	② 県等は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。
44 ①保健	初動期	2-2	③ 都道府県等は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	厚生労働省、統括庁	2-2	② 県は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、社会福祉施設等に周知するとともに、国が示した症例定義や入院基準、濃厚接触者の基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
45 ①保健	初動期	2-3	都道府県等は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。	厚生労働省	2-3	県等は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-1-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に県内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

目的 (対応期)	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
	①保健	対応期	(目的)	<p>新型インフルエンザ等の発生時に、都道府県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。</p> <p>その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。</p>	-	(目的)	<p>新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び保健研究センターが定める健康危機対処計画や準備期に整理した県等、市町村、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び保健研究センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。</p> <p>その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。</p>
46	①保健	対応期	3-1	<p>①都道府県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、地方衛生研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。</p>	厚生労働省	3-1	<p>① 県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、保健研究センターの検査体制を速やかに立ち上げる。また、必要に応じて助言・支援等を受ける。</p>
47	①保健	対応期	3-1	<p>② 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感染症有事体制への移行及び体制拡充の状況や感染症対応業務への対応状況を確認し、都道府県等に対し必要な助言・支援等を行う。</p>	厚生労働省	-	-
48	①保健	対応期	3-1	<p>③都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する。また、国、他の都道府県及び管内の保健所設置市等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。</p> <p>さらに、必要に応じて管内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限を行使する。</p>	厚生労働省	3-1	<p>② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。また、国、他の都道府県及び県内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。</p> <p>さらに、必要に応じて県内の保健所設置市に対する総合調整権限・指示権限を行使する。</p>
49	①保健	対応期	3-1	<p>④都道府県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有する。</p>	厚生労働省	3-1	<p>③ 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
50	①保健	対応期	3-1	⑤ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省	3-1	④ 県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
51	①保健	対応期	3-2	都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。	-	3-2	県等、保健所及び保健研究センターは、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。
52	①保健	対応期	3-2-1	都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や都道府県での一元化等を行うことを検討する。	厚生労働省	3-2-1	県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。
53	①保健	対応期	3-2-2	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省	3-2-2	① 県等は、国及びJIHSと連携し、国が、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施した上で検査実施の方針を決定し、また段階的に同方針を見直すのに伴い、流行状況や国が実施したリスク評価に基づき示された検査の目的や、検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。
54	①保健	対応期	3-2-2	② 国は、都道府県等が行う感染症対応業務について、感染症サーベイランスシステムの活用により、効率化・負荷軽減を図る。	厚生労働省	3-2-2	② 県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステムの活用により、感染症対応業務の効率化・負荷軽減を推進する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
55 ①保健	対応期	3-2-2	③ 都道府県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。	厚生労働省	3-2-2	③ 県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、保健研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。
56 ①保健	対応期	3-2-2	④ 地方衛生研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、地方衛生研究所等は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型コロナウイルス等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。	厚生労働省	3-2-2	④ 保健研究センターは、県等の本庁及び保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、保健研究センターは、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等、感染症指定医療機関等とのネットワークを活用した国内の新型コロナウイルス等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
57 ①保健	対応期	3-2-2	<p>⑤ 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、新型コロナウイルス等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、国内の新型コロナウイルス等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。</p> <p>なお、国内の患者数が増加し、新型コロナウイルス等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。</p> <p>このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。</p> <p>都道府県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。</p>	厚生労働省、農林水産省、環境省	3-2-2	<p>⑤ 県等は国及びJIHSと連携し、新型コロナウイルス等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、県等は、国及びJIHS及び関係機関と連携し、国内の新型コロナウイルス等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。</p> <p>なお、国内の患者数が増加し、新型コロナウイルス等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点で、国は、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施するため、県等は、それを踏まえ、国が実施する感染症サーベイランスのほか、地域の感染動向等に応じて、必要時に、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。</p>
58 ①保健	対応期	3-2-3	<p>① 都道府県等は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。</p>	厚生労働省	3-2-3	<p>① 県等は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。なお、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHSに対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
59 ①保健	対応期	3-2-3	② 国は、新型コロナウイルス等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。	厚生労働省	-	⑤ 県等は、新型コロナウイルス等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
60 ①保健	対応期	3-2-3	③ 都道府県等は、流行初期以降（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の調査項目や対象を見直す。	厚生労働省	3-2-3	② 県等は、流行初期以降（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴（無症状病原体保有者からの感染が確認される等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の調査項目や対象を見直す。また、その取扱について、積極的疫学調査を実施する保健所等職員だけでなく、市町村、住民その他の関係者に対しても適切に周知する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
61 ①保健	対応期	3-2-4	① 都道府県等は、医師からの届出により新型コロナウイルス等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が明らかでない場合は、都道府県等は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。	厚生労働省	3-2-4	① 県等は、医師からの届出により新型コロナウイルス等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が明らかでない場合は、県等は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
62 ①保健	対応期	3-2-4	② 都道府県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（都道府県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。	厚生労働省、関係省庁	3-2-4	② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む県内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、県内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。
63 ①保健	対応期	3-2-4	③ 都道府県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。	厚生労働省	3-2-4	③ 県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
64 ①保健	対応期	3-2-4	④ 都道府県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。	厚生労働省	3-2-4	④ 県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、準備期に整備・整理した業務体制に基づき、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。
65 ①保健	対応期	3-2-5	① 都道府県等は、医師からの届出により新型コロナウイルス等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請 や就業制限 を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。	厚生労働省	3-2-5	① 県等は、医師からの届出により新型コロナウイルス等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
66 ①保健	対応期	3-2-5	② 都道府県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める	厚生労働省	3-2-5	② 県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報（サーベイランスシステムにより把握・管理しているもののうち、必要な個人情報）等を市町村の求めに応じて共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。 さらに、県等は、市町村が地域包括ケアシステムを継続できるよう支援する。
67 ①保健	対応期	3-2-5	③ 都道府県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。	厚生労働省	3-2-5	③ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
68 ①保健	対応期	3-2-6	① 都道府県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。	厚生労働省	3-2-6	① 県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。
69 ①保健	対応期	3-2-6	② 国は、都道府県等が検疫所から通知があったときに行う健康監視について、当該都道府県等から要請があり、かつ、当該都道府県等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県等に代わって健康監視を実施する。	厚生労働省	3-2-6	② 県等は検疫所から通知があったときに行う健康監視について、県等の体制等を勘案して、必要があるときは、国に県等に代わって健康監視を実施することを要請する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
70 ①保健	対応期	3-2-7	① 都道府県等は、感染が拡大する時期にあつては、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型コロナウイルス等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。	統括庁、厚生労働省	3-2-7	① 県等は、感染が拡大する時期にあつては、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型コロナウイルス等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
71 ①保健	対応期	3-2-7	② 都道府県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。	統括庁、厚生労働省	3-2-7	② 県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
72 ①保健	対応期	3-3-1-1	① 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感染症有事体制への移行状況や感染症対応業務への対応状況を適時適切に把握するとともに、円滑な移行が可能となるよう必要に応じて助言・支援する。	厚生労働省	-	-
73 ①保健	対応期	3-3-1-1	② 都道府県等は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。 また、都道府県等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	厚生労働省	3-3-1-1	① 県等は、必要に応じて国からの助言・支援を受け、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画等に基づく保健所の感染症有事体制及び保健研究センターの有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。 また、県等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)	
74	⑩保健	対応期	3-3-1-1	③ 国は、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、都道府県から広域派遣の調整の依頼を受けた際は、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整する。	厚生労働省	3-3-1-1	② 県は、保健所等の業務の負担が増大した場合、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、必要に応じて国へ、保健師等の地方公共団体の職員の広域派遣の調整を依頼する。また、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、JIHSに要請する。
75	⑩保健	対応期	3-3-1-1	④ JIHSは、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。	厚生労働省	-	-
76	⑩保健	対応期	3-3-1-1	⑤ 都道府県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や都道府県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び地方衛生研究所等における業務の効率化を推進する。	厚生労働省	3-3-1-1	③ 県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び保健研究センターにおける業務の効率化を推進する。
77	⑩保健	対応期	3-3-1-1	⑥ 都道府県等は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。	厚生労働省	3-3-1-1	④ 県等は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。
78	⑩保健	対応期	3-3-1-1	⑦ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。	厚生労働省	3-3-1-1	⑤ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。
79	⑩保健	対応期	3-3-1-1	⑧ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省	3-3-1-1	⑥ 県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
80	⑩保健	対応期	3-3-1-2	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
81 ⑩保健	対応期	3-3-1-2	② 都道府県等は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。	厚生労働省	3-3-1-2	① 県等は、国及びJIHSが感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づきリスク評価を実施して決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、保健研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。
82 ⑩保健	対応期	3-3-1-2	③ 地方衛生研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。	厚生労働省	3-3-1-2	② 保健研究センターは、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
83 ⑩保健	対応期	3-3-1-2	④ 都道府県等は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。	厚生労働省	3-3-1-2	③ 県等は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。
84 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	① 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の体制拡充の状況や感染症対応業務への対応状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて都道府県等に対し業務のひっ迫防止に資する助言・支援を行う。また、都道府県等で行う感染症対応業務について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえ、必要に応じて全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について検討し、都道府県等に対し方針を示す。	厚生労働省	3-3-2-1	① 県等で行う感染症対応業務について、業務のひっ迫防止について、必要に応じて国の助言・支援を受ける。また、国が感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえ、必要に応じて全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について方針を示した場合、県等はそれを踏まえて検討し、柔軟な対応をする。
85 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	② JIHSは、引き続き、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。	厚生労働省	3-3-2-1	② 県等は、引き続き、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じてJIHSに要請する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
86 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	③ 都道府県等は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	厚生労働省	3-3-2-1	③ 県等は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。
87 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	④ 国は、引き続き、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、都道府県から広域派遣の調整の依頼を受けた際は、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整する。	厚生労働省	3-3-2-1	④ 県は、引き続き、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した場合、必要に応じて広域派遣の調整を国に依頼する。
88 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	⑤ 都道府県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都道府県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。	厚生労働省	3-3-2-1	⑤ 県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、保健所設置市も含め県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。
89 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	⑥ 都道府県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や都道府県等の本庁、保健所及び地方衛生研究所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や地方衛生研究所等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。	厚生労働省	3-3-2-1	⑥ 県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や県等の本庁、保健所及び保健研究センターの業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や保健研究センターの検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
90 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	⑦ 都道府県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。	厚生労働省	3-3-2-1	⑦ 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。
91 ⑩保健	対応期	3-3-2-1	⑧ 都道府県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。	厚生労働省	3-3-2-1	⑧ 県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供やパルスオキシメーター等の物品の支給等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。
92 ⑩保健	対応期	3-3-2-2	① 国は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、都道府県等の予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握することに加え、都道府県等や地方衛生研究所等への助言を通じて、都道府県等における検査体制の整備に向けた取組を支援する。	厚生労働省	3-3-2-2	① 県等は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、県等の予防計画等に基づき、保健研究センターや検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握することに加え、国からの助言や支援を通じて、県等における安定的な検査体制を整備する。
93 ⑩保健	対応期	3-3-2-2	② 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、リスク評価に基づき、段階的に検査実施の方針を見直すとともに、検査体制を見直し、都道府県等に対して方針を示す。	厚生労働省	3-3-2-2	② 県等は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、国が示した方針を受け、段階的に検査実施の方針を見直すとともに、検査体制を見直す。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
94 ①保健	対応期	3-3-2-2	③ 地方衛生研究所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。	厚生労働省	3-3-2-2	③ 保健研究センターは、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。
95 ①保健	対応期	3-3-3	① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。	厚生労働省	-	-
96 ①保健	対応期	3-3-3	② 都道府県等は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び地方衛生研究所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。	厚生労働省	3-3-3	県等は、国が感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請した場合、その要請も踏まえ、地域の実情に応じ、保健所及び保健研究センターにおける有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (準備期)	⑫物資	準備期	(目的)	感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国及び地方公共団体等は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。	-	(目的)	感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県は国及び市町村等とともに、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。
1	⑫物資	準備期	1-1	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
2	⑫物資	準備期	1-1	② 国は、導入を支援した感染症対策物資等の生産設備について、今後の新型コロナウイルス等の発生時に活用できるよう調整する。	経済産業省	-	-
3	⑫物資	準備期	1-2	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型コロナウイルス等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる	厚生労働省、その他全省庁	1-1	① 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型コロナウイルス等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
4	⑫物資	準備期	1-2	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。	厚生労働省	-	-
5	⑫物資	準備期	1-2	③ 国は、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を定め、都道府県はこれらを踏まえて備蓄する。	厚生労働省	1-1	② 県は、予防計画に定める個人防護具の備蓄について、国の要請や支援・助言を受け、国の定めた必要となる備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、備蓄する。
6	⑫物資	準備期	1-2	④ 国及び都道府県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。	消防庁	1-1	③ 県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
7 ⑫物資	準備期	1-3	① 都道府県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、各都道府県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省	1-2	① 県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
8 ⑫物資	準備期	1-3	② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。国及び都道府県は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。	厚生労働省	1-2	② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。国及び県は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。
9 ⑫物資	準備期	1-3	③ 国及び都道府県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。	厚生労働省	1-2	③ 国及び県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
10 ⑫物資	準備期	1-3	④ 国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。	厚生労働省	1-2	④ 国及び県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
11 ⑫物資	準備期	1-3	⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省	1-2	⑤ 国及び県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
12 ⑫物資	準備期	1-3	⑥ 国及び都道府県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。	厚生労働省、こども家庭庁	1-2	⑥ 国及び県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。
13 ⑫物資	準備期	1-4	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
14 ⑫物資	準備期	1-5	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省、関係省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

目的 (初動期)	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
	⑫物資	初動期	(目的)	感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。国は、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。	-		感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、国や関係機関と連携し、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。
15	⑫物資	初動期	2-1	① 国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を確認する。	厚生労働省	-	-
16	⑫物資	初動期	2-1	② 国及び都道府県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省	2-1	① 国及び県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。
17	⑫物資	初動期	2-1	③ 都道府県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。	厚生労働省	2-1	② 県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。協定を締結していない医療機関等に対しても、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認することを努めるよう呼び掛ける。
18	⑫物資	初動期	2-2	国は、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者から、感染症対策物資等の需給状況について速やかな報告を求めるとともに、当該事業者からの報告やこれまでの感染症危機管理の経験等を踏まえ、感染症対策物資等の供給量等に不足がないか等を確認する	厚生労働省、関係省庁	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
19 ⑫物資	初動期	2-3	① 国は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の業界団体や生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対する生産の要請その他必要な対応を検討し、必要に応じて実施する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
20 ⑫物資	初動期	2-3	② 国は、都道府県に対し、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保するよう要請する。	厚生労働省	2-2	① 県は、国の要請を受け、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
21 ⑫物資	初動期	2-3	③ 国は、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。	厚生労働省	-	-
22 ⑫物資	初動期	2-3	④ 都道府県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。	厚生労働省	2-2	② 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
23 ⑫物資	初動期	2-3	⑤ 国は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。	厚生労働省	-	-
目的 (対応期)	⑫物資 対応期	(目的)	感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。国は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。	-	(目的)	感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、国や関係機関と連携し、初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。
24 ⑫物資	対応期	3-1	① 国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を随時確認する。	厚生労働省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
25 ⑫物資	対応期	3-1	② 国及び都道府県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。	厚生労働省	3-1	国及び県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。
26 ⑫物資	対応期	3-1	③ 国は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請する。さらに、国は、医療機関に対し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。	厚生労働省	-	-
27 ⑫物資	対応期	3-2	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、生産、流通及び在庫の状況や今後の生産計画等に関する報告等を求め、感染症対策物資等の需給状況について確認する。	厚生労働省、関係省庁	-	-
28 ⑫物資	対応期	3-3	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う感染症対策物資等の需要の急増や流通量が増加する可能性を踏まえつつ、安定的かつ速やかに感染症対策物資等を対象地域へ届けるために必要な対応を行うよう要請する。	厚生労働省、関係省庁	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
29 ⑫物資	対応期	3-4	① 国は、感染症対策物資等の供給が不足している場合又は今後不足するおそれがある場合は、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、生産や輸入等の促進の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行う	厚生労働省、関係省庁	-	-
30 ⑫物資	対応期	3-4	② 国は、3-1①で確認した都道府県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や上記の生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。	厚生労働省	-	-
31 ⑫物資	対応期	3-5	国は、生産要請等を行った生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。	厚生労働省、関係省庁	-	-
32 ⑫物資	対応期	3-6	国は、新型コロナウイルス等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。	厚生労働省、その他全省庁	-	-
33 ⑫物資	対応期	3-7	① 国及び都道府県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。	厚生労働省、国土交通省	3-2	① 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。
34 ⑫物資	対応期	3-7	② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。	厚生労働省、国土交通省	3-2	② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定地方公共機関に対して運送又は配送を指示する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
35 ⑫物資	対応期	3-8	① 都道府県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。	厚生労働省、関係省庁	3-3	① 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。
36 ⑫物資	対応期	3-8	② 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。	厚生労働省、関係省庁	3-3	② 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
37 ⑫物資	対応期	3-8	③ 都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	厚生労働省、関係省庁	3-3	③ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
38 ⑫物資	対応期	3-8	④ 国は、都道府県の行う緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県から要請があったときは、自ら上記の①から③までの措置を行う。	厚生労働省、関係省庁	3-3	④ 県は必要があれば、上記の①から③までの措置を行うよう国に要請する。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

目的
(準備期)

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	(目的)	新型コロナウイルス等の発生時には、国民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。国及び地方公共団体は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や国民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型コロナウイルス等の発生時において、新型コロナウイルス等対策の実施や自らの事業を継続することにより、国民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型コロナウイルス等の発生時に国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。		(目的)	新型コロナウイルス等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県及び市町村は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス等の発生時において、新型コロナウイルス等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型コロナウイルス等の発生時に県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	1-1	情報共有体制の整備 国は、新型コロナウイルス等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。 また、都道府県及び市町村は、新型コロナウイルス等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	統括庁、その他 全省庁	1-1	情報共有体制の整備 県及び市町村は、新型コロナウイルス等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。 また、県は、新型コロナウイルス等の発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国との間で情報共有体制を整備する。さらに、各部局は所管する業の業界団体との間で情報共有体制を整備するよう努める。
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	1-2	支援の実施に係る仕組みの整備 国、都道府県及び市町村は、新型コロナウイルス等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	全省庁	1-2	支援の実施に係る仕組みの整備 県及び市町村は、新型コロナウイルス等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	1-3	法令等の弾力的な運用に関する準備 国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型コロナウイルス等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁	-	-

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
4 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	準備期	1-4-1	<p>新型コロナウイルス等の発生時の事業継続に向けた準備業務継続計画の策定の勧奨及び支援</p> <p>① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型コロナウイルス等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。</p>	統括庁、業所管省庁	1-3-1	<p>新型コロナウイルス等の発生時の事業継続に向けた準備業務継続計画の策定の勧奨及び支援</p> <p>① 県は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型コロナウイルス等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行うよう努める。</p>
5 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	準備期	1-4-1	<p>② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型コロナウイルス等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。</p>	統括庁、指定公共機関所管省庁	1-3-1	<p>② 県は、指定地方公共機関に対して、新型コロナウイルス等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。</p>
6 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	準備期	1-4-2	<p>柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨</p> <p>国は、事業者に対し、新型コロナウイルス等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。</p>	統括庁、業所管省庁	1-3-2	<p>柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨</p> <p>県は、事業者に対し、新型コロナウイルス等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。</p>
7 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	準備期	1-5	<p>緊急物資運送等の体制整備</p> <p>国は、都道府県と連携し、新型コロナウイルス等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。</p>	厚生労働省、国土交通省、関係省庁	1-4	<p>緊急物資運送等の体制整備</p> <p>県は、国と連携し、新型コロナウイルス等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。</p>
8 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	準備期	1-6	<p>物資及び資材の備蓄</p> <p>① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型コロナウイルス等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。</p> <p>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p>	統括庁、その他全省庁	1-5	<p>物資及び資材の備蓄</p> <p>① 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型コロナウイルス等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。</p> <p>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p>

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
9 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	1-6	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁、業所管省庁	1-5	② 県及び市町村は、事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
10 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	1-7	生活支援を要する者への支援等の準備 国は、市町村に対し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都道府県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。	厚生労働省	1-6	生活支援を要する者への支援等の準備 市町村は、国の要請を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決定する。
11 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	1-8	火葬能力等の把握、火葬体制の整備 都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省	1-7	火葬能力等の把握、火葬体制の整備 県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
12 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	1. 関係機関の役割 都道府県は、市町村の意見を聞いた上で、域内における火葬体制の整備等必要な体制の整備や調整を図るほか、市町村が行う個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を広域的な視点から支援・調整する役割を担うものとする。		1-7-1	関係機関の役割 県は、市町村の意見を聞いた上で、域内における火葬体制の整備等必要な体制の整備や調整を図るほか、市町村が行う個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を広域的な視点から支援・調整する役割を担う。
13 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	市町村は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。		1-7-1	市町村は、域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
14 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	医療機関等は、遺体が新型インフルエンザ等の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、プライバシーの保護にも十分配慮した上で、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨が伝わるよう留意する。		1-7-1	医療機関等は、遺体が新型インフルエンザ等の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、プライバシーの保護にも十分配慮した上で、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨が伝わるよう留意する。
15 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者は、対応期においては火葬場の火葬能力を超える死亡者が出ることも考えられるため、都道府県が行う調整の下、市町村と連携し効率的な遺体の搬送及び火葬に努めるものとする。		1-7-1	遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者は、対応期においては火葬場の火葬能力を超える死亡者が出ることも考えられるため、県が行う調整の下、市町村と連携し効率的な遺体の搬送及び火葬に努める。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
16 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	<p>2. 準備期までの対応</p> <p>(1) 現状の把握</p> <p>都道府県は、市町村の協力を得て、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料の種別、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について調査し、その結果について、域内の市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図るものとする。</p>		1-7-2-1	<p>準備期までの対応</p> <p>現状の把握</p> <p>県は、市町村の協力を得て、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料の種別、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について調査し、その結果について、市町村及び近隣府県と情報共有を図る。</p>
17 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	<p>(2) 火葬体制の構築</p> <p>① 都道府県は、調査の結果を踏まえ、市町村の意見を聞いた上で、対応期に備えた火葬体制の整備を行うものとする。その際には、遺体搬送手段の確保のため必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者と協定を締結するほか、都道府県警察等関係機関と必要な調整を行うものとする。</p> <p>また、都道府県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型コロナウイルス等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等）等の物資を確保できるよう準備するものとする。</p> <p>あわせて、火葬業務の実施体制に関しては、緊急時に火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等をリスト化しておくことも有用である。</p>		1-7-2-2	<p>火葬体制の構築</p> <p>① 県は、調査の結果を踏まえ、市町村の意見を聞いた上で、対応期に備えた火葬体制の整備を行う。その際には、遺体搬送手段の確保のため必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者と協定を締結するよう努めるほか、県警察等関係機関と必要な調整を行う。</p> <p>また、県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型コロナウイルス等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等）等の物資を確保できるよう準備する。</p>
18 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	<p>② 市町村は、都道府県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。</p>		1-7-2-2	<p>② 市町村は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。</p>
19 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	準備期	埋火葬GL	<p>(3) 近隣都道府県との連携体制の構築</p> <p>遺体は、できる限り都道府県域内で火葬することが望ましい。しかしながら、対応期に火葬場の火葬能力を超える死亡者が一時的に出ることも考えられるため、都道府県は災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣の都道府県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備するものとする。</p>		1-7-2-3	<p>近隣府県との連携体制の構築</p> <p>県は災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣府県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

	大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (初動期)	⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	(目的)	国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や国民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型コロナウイルス等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する。		(目的)	県及び市町村は、新型コロナウイルス等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型コロナウイルス等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
	20 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	2-1	事業継続に向けた準備等の要請 ① 国は、新型コロナウイルス等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	2-1	事業継続に向けた準備等の要請 ① 県は、新型コロナウイルス等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
	21 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	2-1	② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。	指定公共機関所管省庁、業所管省庁	2-1	② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、県内の登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。
	22 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	2-1	③ 国は、これらのほか、必要に応じ、新型コロナウイルス等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	2-1	③ 県は、これらのほか、必要に応じ、新型コロナウイルス等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
	23 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	2-2	生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け 国は、国民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	2-2	生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け 県は、県民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の県民生活との関連性が高い物資又は県民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
	24 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	2-3	法令等の弾力的な運用 国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型コロナウイルス等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	全省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
25 ⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	2-4	遺体の火葬・安置 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。	厚生労働省	2-3	遺体の火葬・安置 県は、国の要請を踏まえ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。
26 ⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	埋火葬GL	3. 初動期における対応 (1) 資器材等の備蓄 ① 都道府県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）等の物資を確保するものとする。このほか、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請するものとする。 また、都道府県は、遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資を確保できるよう、域内の火葬能力に応じて準備をするものとする。なお、その際準備する非透過性納体袋については、可能な限り、顔の部分が透明のものとしたり、アウターを開ければ顔を見ることができるようインナーを透明のものとしたりするなど、対応期に使用する際においても感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮する。		2-3-1-1	3. 初動期における対応 (1) 資器材等の備蓄 ① 県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）等の物資を確保する。このほか、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請する。 また、県は、遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資を確保できるよう、域内の火葬能力に応じて準備をする。なお、その際準備する非透過性納体袋については、可能な限り、顔の部分が透明のものとしたり、アウターを開ければ顔を見ることができるようインナーを透明のものとしたりするなど、対応期に使用する際においても感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮する。
27 ⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保	初動期	埋火葬GL	② 市町村は、都道府県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。あわせて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進めるものとする。		2-3-1-1	② 市町村は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。あわせて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
目的 (対応期)	対応期	(目的)	国及び地方公共団体は、準備期での対応を基に、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型コロナウイルス等の発生時において、新型コロナウイルス等対策の実施や自らの事業を継続することにより、国民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。 各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する。		(目的)	県及び市町村は、準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型コロナウイルス等の発生時において、新型コロナウイルス等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。 各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
	28 対応期	3-1-1	国民生活の安定の確保を対象とした対応 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け 国は、国民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	3-1-1	県民生活の安定の確保を対象とした対応 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け 県は、県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
	29 対応期	3-1-2	心身への影響に関する施策 国、都道府県及び市町村は、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。	厚生労働省、関係省庁	3-1-2	心身への影響に関する施策 県及び市町村は、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。
	30 対応期	3-1-3	生活支援を要する者への支援 国は、市町村に対し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	厚生労働省	3-1-3	生活支援を要する者への支援 市町村は、国の要請を踏まえ、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
	31 対応期	3-1-4	教育及び学びの継続に関する支援 国、都道府県及び市町村は、新型コロナウイルス等対策として、学校の使用の制限 やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。	文部科学省	3-1-4	教育及び学びの継続に関する支援 県及び市町村は、新型コロナウイルス等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。
	32 対応期	3-1-5	サービス水準に係る国民への周知 国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、国民等に対し、新型コロナウイルス等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。	統括庁、業所管省庁	3-1-5	サービス水準に係る県民への周知 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、県民等に対し、新型コロナウイルス等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
33 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-6	犯罪の予防・取締り 国は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう都道府県警察を指導・調整する。	警察庁	3-1-6	犯罪の予防・取締り 県警察は、国からの指導・調整に基づき、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。
34 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-7	物資の売渡しの要請等 ① 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型コロナウイルス等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。	統括庁、関係省庁	3-1-7	物資の売渡しの要請等 ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型コロナウイルス等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
35 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-7	② 都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	統括庁、関係省庁	3-1-7	② 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
36 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-8	生活関連物資等の価格の安定等 ① 国、都道府県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	3-1-8	生活関連物資等の価格の安定等 ① 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
37 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-8	② 国、都道府県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	3-1-8	② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
38 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-8	③ 国は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討し、所要の措置を講ずる。	農林水産省、関係省庁	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
39 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	3-1-8	④ 国、都道府県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	3-1-8	③ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
40 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	3-1-8	⑤ 国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	3-1-8	④ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は県民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。
41 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	3-1-9	埋葬・火葬の特例等 国は、第2節（初動期）2-4の対応を継続して行うとともに、国及び都道府県は、必要に応じて以下①から④までの対応を行う。 ① 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。	厚生労働省	3-1-9	埋葬・火葬の特例等 県は、第2節（初動期）2-3の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下①から④までの対応を行う。 ① 県は、国の要請を踏まえ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
42 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	3-1-9	② 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	厚生労働省	3-1-9	② 県は、国の要請を踏まえ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
43 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	3-1-9	③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。	厚生労働省	3-1-9	③ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めるよう、国に対して要請する。
44 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	3-1-9	④ 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。		3-1-9	④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
45 ⑬ 県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	4. 対応期における対応 (1) 情報の把握 都道府県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図るものとする。		3-1-9-1-1	対応期における対応 情報の把握 県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村及び近隣府県との情報の共有を図る。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
46 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	<p>(2) 資材等の確保</p> <p>都道府県は、市町村と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整するものとする。</p> <p>なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布するものとする。</p>		3-1-9-1-2	<p>資材等の確保</p> <p>県は、市町村と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。</p> <p>なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。</p>
47 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	<p>(3) 円滑な火葬及び遺体保存の実施</p> <p>市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。</p>		3-1-9-1-3	<p>円滑な火葬及び遺体保存の実施</p> <p>市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。</p>
48 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	<p>(5) 感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置</p> <p>感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合など、必要に応じ以下の措置を講ずる。</p>		3-1-9-1-4	<p>感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置</p> <p>感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合など、必要に応じ以下の措置を講ずる。</p>
49 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	<p>ア) 火葬体制の整備</p> <p>① 都道府県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するものとする。</p> <p>② また、都道府県は、市町村、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努めるものとする。</p> <p>③ 都道府県は、市町村及び近隣の都道府県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。</p>		3-1-9-1-4	<p>① 火葬体制の整備</p> <p>(ア) 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</p> <p>(イ) また、県は、市町村、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努める。</p> <p>(ウ) 県は、市町村及び近隣府県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
50 ③県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	<p>イ) 遺体の保存対策</p> <p>① 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町村は、都道府県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。あわせて、都道府県は、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資を確保するとともに、市町村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。</p> <p>② 遺体安置所等における遺体の保存及び搬送に当たっては、可能な限り、新型コロナウイルス等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。</p>		3-1-9-1-4	<p>②遺体の保存対策</p> <p>(ア) 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町村は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。あわせて、県は、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資を確保するとともに、市町村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。</p> <p>(イ) 遺体安置所等における遺体の保存及び搬送に当たっては、可能な限り、新型コロナウイルス等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。</p>
51 ③県民生活及び県経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	<p>ウ) 埋葬の活用等</p> <p>① 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市町村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都道府県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。</p> <p>② さらに、新型コロナウイルス等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、特定都道府県は、新型コロナウイルス等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮するものとする。その際、都道府県知事は、あらかじめ、新型コロナウイルス等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。</p> <p>③ 特定都道府県は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、上記の事務の一部を特定市町村に行わせるものとする。</p>		3-1-9-1-4	<p>③埋葬の活用等</p> <p>(ア) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市町村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。</p> <p>(イ) さらに、新型コロナウイルス等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、県は、新型コロナウイルス等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。その際、県は、あらかじめ、新型コロナウイルス等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認する。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。</p> <p>(ウ) (県に緊急事態措置が適用された場合) 県は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、上記の事務の一部を特定市町村に行わせる。</p>

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
52 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	エ) 遺体の見分について 都道府県警察は、多数の遺体の見分に当たり、十分な感染防止策を講じた上、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。		3-1-9-1-4	④遺体の見分について 県警察は、多数の遺体の見分に当たり、十分な感染防止策を講じた上、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。
53 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	埋火葬GL	オ) 墓埋法の手続の特例 新型コロナウイルス等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。		3-1-9-1-4	⑤墓埋法の手続の特例 新型コロナウイルス等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
54 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-1-10	新型コロナウイルス等の患者等の権利利益の保全等 国は、新型コロナウイルス等緊急事態において、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特別措置のうち当該新型コロナウイルス等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。	全省庁	-	-
55 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-2-1	社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 事業継続に関する事業者への要請等 ① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	3-2-1	社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 事業継続に関する事業者への要請等 ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。
56 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-2-1	② 国は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、国は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する。	統括庁、業所管省庁	3-2-1	② 県は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、県は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する。
57 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-2-1	③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。	指定公共機関所管省庁、業所管省庁	3-2-1	③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。県内の登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
58 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-2-2	事業者に対する支援 国、都道府県及び市町村は、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等まん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。	業所管省庁	3-2-2	事業者に対する支援 県及び市町村は、新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルス等まん延の防止に関する措置による事業者の経営及び県民生活への影響を緩和し、県民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
59 ③県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-2-3	地方公共団体及び指定（地方）公共機関による国民生活及び国民経済の安定に関する措置 以下①から⑤までの事業者である都道府県及び市町村又は指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれの都道府県行動計画又は市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。 ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関 電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村及び指定地方公共機関 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関 旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置 ④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関 通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置 ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関 郵便及び信書便を確保するため必要な措置 また、国又は都道府県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、国又は都道府県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。	指定公共機関所管省庁	3-2-3	地方公共団体及び指定（地方）公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置 以下①から⑤までの事業者である地方公共団体及び指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれの行動計画又は業務計画等に基づき、必要な措置を講ずる。 ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関 電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ② 水道事業者及び水道用水供給事業者である地方公共団体 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関 旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置 ④ 電気通信事業者である指定公共機関 通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置 ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関 郵便及び信書便を確保するため必要な措置 また、県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
60 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-1	国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応法令等の弾力的な運用 国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	全省庁	-	-
61 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-2	金銭債務の支払猶予等 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	統括庁、関係省庁	-	-
62 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-3	新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資等 ① 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	-	-
63 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-3	② 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業や農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	-	-
64 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-3	③ 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項に規定する主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	-	-
65 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-3	④ 国は、必要に応じて政府関係金融機関等に対し、十分な対応を行うこと等を要請する等、必要な対応を行う。	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	-	-

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 政府計画対照表（案）

資料 7

大項目	期間	(国) 節番号	国本文	国所管	(県) 節番号	県本文(案)
66 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-4	通貨及び金融の安定 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画に基づき、我が国の中央銀行として、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。	財務省、金融庁	—	—
67 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-5	国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応雇用への影響に関する支援 国は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。	厚生労働省	3-3-1	県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応雇用への影響に関する支援 県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。
68 ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	対応期	3-3-6	国民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援 国は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた国民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。 なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。	全省庁	3-3-2	県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援 県は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。 なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。